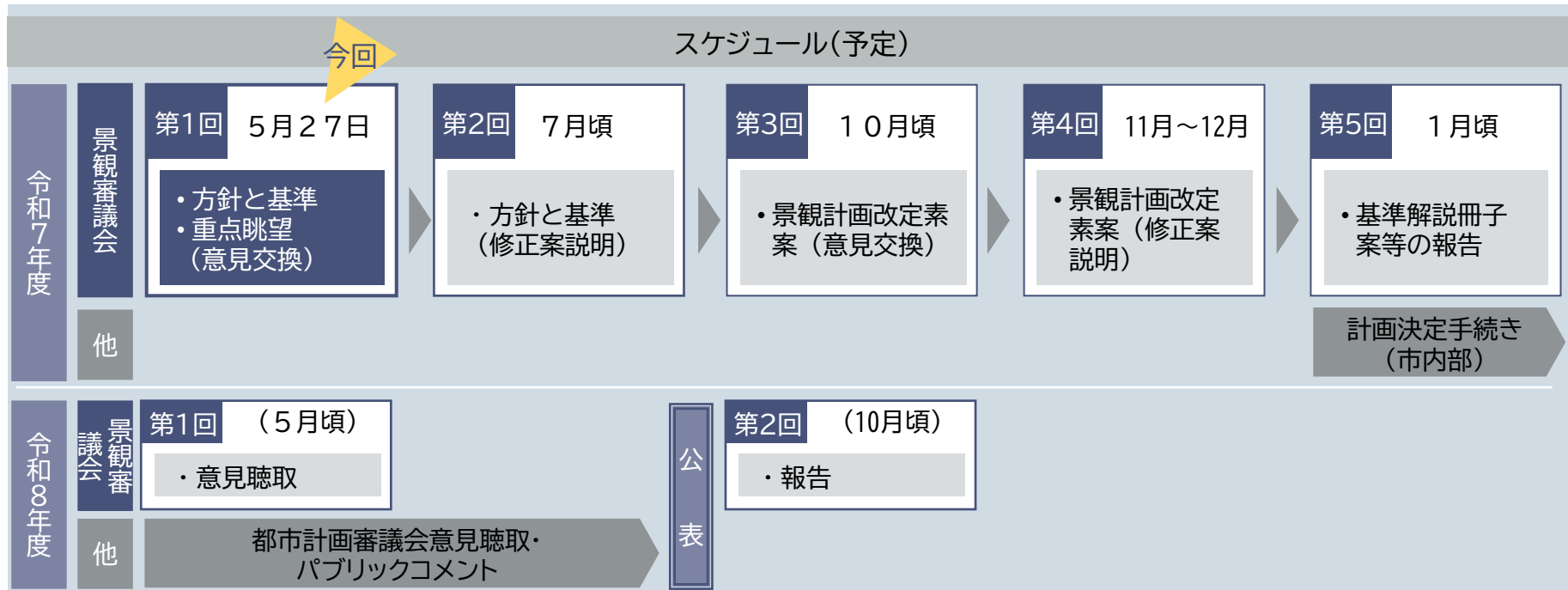


札幌市景観計画の改定について

議事資料の構成

- 1 振り返り(令和6年度第5回審議会での委員意見)
- 2 本日の議題
- 3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について
- 4 「重点眺望」について
- 5 本日の審議事項



1 振り返り(審議会での委員意見)

- 令和6年度第5回審議会では、骨子案についてご説明し、ご意見をいただいた。今後ご意見を参考に検討を進めていきます。

分 類	ご 意 見
構成	この計画の目的・主体（誰のために作っているのか）を踏まえ、第5章から第8章の並びが適切に引き続き検討いただきたい。
記載：見直しの背景	見直しの背景について、現在少々消極的な記載にみえる。第2次まちづくり戦略ビジョンを受けて、札幌の魅力をどう高め、まちづくりにつなげていくのかなどの問題意識があり、そのような積極的な姿勢から今回の見直しにつながったのではないかと感じる。本編の記載については検討いただきたい。
目指す姿	理念・目指す姿の記載について、イメージがわかりづらい部分がある。 市民が想像しやすい表現とした方がよい。読み手に解釈を委ねすぎことは避けたほうがよい。
景観の特徴	変化を重ねていく部分に位置付けられている項目にも土台に該当する要素が含まれていると考えられる。明らかに札幌の特徴になるものと、それを活用していく中で札幌らしさが形作られていく部分とをわかりやすく記載したほうがよい。
景観の特徴	住宅地の景観は本州と札幌とでは大きく異なることを体感したことがあり、札幌らしさを住宅地の景観に感じている。住宅地の景観は生活・文化に根差してつくられていると思うので、札幌らしさを際立たせる特徴に住宅地の景観を書いても良いと思う。
景観の特徴	土台と変化は具体的な言葉にした時に、わかりやすく伝える必要がある。例えば、街並みに道路の記載があるが、札幌市はこれまで計画的に道路をつくってきた経緯は都市の成り立ちに書く方が適していると感じる。街並みに書くとしたら道路空間をどのように活用していくかという視点からの書き方になると思う。素案を作るときに参考にしてもらいたい。
ゾーンについて	ゾーン設定が大規模建築物の誘導のためであることを、全体を通してわかるように表現を精査いただきたい。
ゾーンについて	ゾーン②と③の境界線は、もう少し精査された方がよい。個別の道路ごとの沿道に着目し、検証すると良いと思う。
ゾーン基準について	ゾーン②の範囲が少し広いという印象を持っている。ゾーン②の中にもまちづくりの方向性が決まっている拠点などがあるので、これらを串刺してみるなど、札幌市がけん引する景観上の特徴を見せてもの良いのではと思う。 ゾーン②を分割することは難しいと思うので、スポットごとに見ても良いかもしれない。
ゾーン基準について	扇状地・平地の具体的な基準検討の際には、ゾーンの中の河川沿いや地域に密着した公園の周辺といった地域特性を踏まえた記述ができると思うので、工夫されたい。
屋外広告物の取組について	計画策定時の取組のほか、将来的にはこういった方向を見据えて考えているという方向性も記載できるとより良い。
全体	他の関連施策との整合を図るだけではなく、景観計画としての独立性も大切なのでは
全体	事業者への理解を深めるための、機運醸成を図るシステムづくりを検討する必要があると思う 助成金、容積緩和などの力技も必要ではないか

1 振り返り(審議会での委員意見)

- 第5回審議会 でいただいた以下のご意見については個別に回答します。

以下分類	ご 意 見	回答・対応の方向性
評価検証	地域の景観誘導をもっと増やすには、景観まちづくり指針の数や地域と取り組んでいることを評価する仕組みがあってもよいと思う。 定量化がすべてではないと思うが、取組が進んでいる実感を持つためには、見える化をすることが大切で、それには数値化が有効な方法だと思う。	目標値は定めないものの、各取組の実施状況を毎年公表するなど、取組状況が見えるような方法を検討してまいります。
評価検証	札幌の場合、市民だけではなく、来街者にも魅力的と思ってもらえるかが大切だと思う。評価対象者は市民のみ留めず、来街者も含めても良いのではと思う。	来街者の方からの視点も大変大切であることから、観光部局で行う観光客動態調査などを参考にしながら、市を訪れる方の評価を把握し、施策に生かしていきたいと考えています。
屋外広告物の取組について	デジタルサイネージの取組は都心部のみではなく、住宅地に広げてもらいたい。	まずは都心部より取組を開始し、その取組結果を踏まえ、検討してまいります。

2 本日の審議事項

→本日の審議事項

新計画における構成案（令和6年度第5回審議会です承いただいた案に別表部分を追加）

1章 目的と位置づけ

- 1-1 計画策定の目的
- 1-2 位置付け
- 1-3 計画期間・対象区域
- 1-4 景観施策の経緯
- 1-5 現在の札幌市景観計画に基づく取組とその成果
- 1-6 景観を取り巻く社会情勢の変化と
計画改定の経緯
- 1-7 改定の要点
- 1-8 計画の構成と景観計画改定における変更点

2章 札幌の景観の特徴

- 2-1 景観の捉え方
- 2-2 景観の特徴

3章 理念・目指す姿

理念・目指す姿

4章 良好な景観の形成に関する方針

- 4-1 札幌の景観の特徴を踏まえた方針
- 4-2 景観形成に向けた取組の方針

5章 建築物等の誘導

- 5-1 景観プレ・アドバイス
- 5-2 届出・協議
- 5-3 景観形成基準等の補完等
- 5-4 屋外広告物
- 5-5 事業者等の取組を応援する仕組みの構築

6章 公共施設等の取組

- 6-1 協議等
- 6-2 景観重要公共施設

7章 景観資源の保全・活用

- 7-1 景観重要建造物等の指定制度
- 7-2 活用促進景観資源（景観の種）の登録制度
- 7-3 指定・登録の促進
- 7-4 景観資源の保全・活用への支援

8章 地域ごとの景観まちづくりと主体的活動の促進

- 8-1 多様な分野との連携と関連制度等の適切な活用
- 8-2 景観まちづくり指針
- 8-3 主体的活動を促進する取組
- 8-4 主体的活動等への支援

9章 計画の推進

- 9-1 進行体制
- 9-2 評価検証・成果指標
- 9-3 ロードマップ

別表

別表 | 景観計画区域における景観形成基準等
※ゾーン区分表記含む

別表2 | 景観計画重点区域における届出対象行為と
景観形成基準等

別表3 | 色彩景観基準

別表4 | 景観プレ・アドバイスに係る協議対象行為等

別表5 | 重点眺望と景観形成の対象とする眺望

3で
説明

3で
説明

4で
説明

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

項 目

- (1) 現行計画の方針・基準
- (2) 改定案の考え方
- (3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)
- (4) ゾーン区分について

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(1) 現行計画の方針・基準 ◇方針 ※現行計画では取組に関する方針を設けていない

- ・ 方針は「自然」「都市」「人」の3つの特徴ごとに整理(現計画P35～39)

自然～自然的特性を踏まえた景観形成の方針～

気候等	○四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図ります。 ○特に、雪のある景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪に配慮した景観形成を図ります。
地形 (山地、丘陵地、扇状地、平地)	○札幌の地形が持つ以下の特性を生かした景観形成を図ります。 ・ 山地：自然と市街地が近接、山並みのスカイライン、ひな壇状の街並み、坂 など ・ 丘陵地：波状の起伏(坂、崖、崖(がい)線(せん)の縁等)、山並みや平地への眺望 など ・ 扇状地：微地形等の札幌の原風景のイメージを想起させる場所 など ・ 平地：田園風景、防風林、遠景の山並み など ○特に、市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認できる要素であることから、山並みへの眺望に配慮した景観形成を図ります。
水とみどり	○主要な河川や市街地を取り巻くみどりなど、骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視するとともに、歩行空間や隣り合う敷地間などにおけるきめ細かな水とみどりの連続性も考慮した景観形成を図ります。 ○特徴ある水辺空間や拠点となるみどりを生かした景観形成を図ります。 ○札幌の植生やシンボルとなる樹木などを生かした景観形成を図ります。 ○水とみどりが連続する自然環境を保全するなど、多様な生態系に配慮した景観形成を図ります。

都市～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針～

都心	【世界に向けて都心の魅力を発信する優れた景観形成】 ○骨格軸や交流拠点などの個性を生かした、風格のある魅力的な景観形成を図ります。 ○人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的な景観形成を図ります。
拠点	【各拠点の特性を生かした景観形成】 <地域交流拠点> ○多様な機能が集積し、多くの人々が集まる特性を踏まえ、活気を感じられる景観形成を図ります。 ○市民の交流や活動の場となる公共的空間は、その目的や利用形態等を十分考慮してデザインするなど、特に良好な景観形成を図ります。 <高次機能交流拠点> ○各拠点の特徴的な機能の魅力が高まる良好な景観形成を図ります。
複合型高度利用市街地	【利便性の高い快適な暮らしを演出する景観形成】 ○集合型居住機能や多様な生活利便機能が集積していることを踏まえ、地域特性に応じた、秩序と調和のある景観形成を図ります。
一般住宅地	【居住環境の維持・向上に向けた景観形成】 ○地域特性に応じ、多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和する景観形成を図ります。
郊外住宅地	【ゆとりある居住環境を重視した景観形成】 ○閑静でゆとりある居住環境を生かし、地域特性に応じた、愛着のもてる景観形成を図ります。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(1) 現行計画の方針・基準 ◇方針

- ・ 方針は「自然」「都市」「人」の3つの特徴ごとに整理(現計画P35～39)

都市～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針～

工業地・ 流通業務地	【周辺市街地と調和した景観形成】 ○緩衝帯となるオープンスペースの確保や緑化の促進など、隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図ります。
幹線道路等の 沿道	【連続性のある道路景観の形成】 ○骨格となる幹線道路等を基軸として重視し、地域特性を踏まえた、連続性のある景観形成を図ります。 ○隣接する周辺市街地等と調和した景観形成を図ります。
市街地の外	【市街地を取り囲む自然的特性を重視した景観形成】 ○良好な自然環境や優良な農地の景観の保全を図ります。 ○高次機能交流拠点周辺などで土地利用を行う際は、その特性を踏まえた景観形成を図ります。

人(暮らし)～歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針～

歴史	○歴史的建築物等に配慮した、魅力的な景観形成を図ります。 ○格子状街路や防風林など、街の成り立ちを尊重した景観形成を図ります。 ○れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図ります。
文化・暮らし	○深い雪の中で大都市としての生活・文化を育んできたことが札幌の個性の一つであることから、雪のある暮らしの充実に配慮した景観形成を図ります。 ○市内外から多くの人々が訪れる場所では、市民や観光客等が魅力を感じられるよう、その場所の特性を踏まえるとともに、札幌の文化を尊重した景観形成を図ります。 ○住宅地等では、地域ごとの住まい方の違いを踏まえ、地域住民が関わりながら、地域への愛着を高める景観形成を図ります。 ○新築時はもとより、その後も適切な維持管理がなされ、時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。 ○社会経済状況等の変化により、使用されない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないよう配慮します。

- ・ 上記の方針とは別に、「特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針」として以下を記載(現計画P40)

景観計画重点 区域における 景観形成の方 針	景観計画区域のうち、地区の特性を踏まえ、特に良好な景観の形成を図る必要がある区域を景観計画重点区域」とします。「景観計画重点区域」においては、全市的視点からの方針に即し、地区の特性に応じて方針を定めるものとします。(以下略)	景観まちづくり 推進区域等 における景観 形成の方針	景観まちづくり推進区域など、個別に景観形成に関する方針等を定める地区において、当該方針は全市的視点からの方針に即し、地区の特性に応じて方針を定めるものとします。
---------------------------------	--	-------------------------------------	--

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(1) 現行計画の方針・基準 ◇景観形成基準(建築物)

- 景観形成基準は「配慮項目」「基本的視点」「誘導基準」で構成。建築物の基準は遠景・中景・近景を意識した並び順で整理(現計画P71～72)

	配慮項目	基本的視点	誘導基準
遠景	地形や水辺などの自然環境を生かす	地形 植生 水辺・河川	山地、丘陵地、扇状地、平地といった札幌の地形の特徴を尊重するとともに、それらの手がかりとなる植生、水辺・河川、微地形など地域固有の自然環境を景観の骨格として生かす。
	山並みやランドマークへの見通しに配慮する	視点場からの見え方	市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認でき、四季の彩を演出する重要な要素である。また、街並みのシンボルとなる建築物や樹木などのランドマークも、景観を特徴付ける貴重な要素である。そのため、これらを確認できる主要交差点、主要道路、主要河川等からの見通しに配慮する。
遠景・中景	歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かし、質を高める	歴史と文化 原風景 景観資源	歴史的建築物等や格子状街路・防風林など、歴史的なまちの遺構を尊重し、後世に札幌の歴史を伝える計画となるよう、配置や素材、色などを工夫する。また、歴史的価値に限らず、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといった景観資源にも配慮して計画する。

	配慮項目	基本的視点	誘導基準
遠景・中景	街並みとの連続感をつくる	低層部の軒高 壁面線 敷地際のしつらえ	歩行者の視線レベルにある建築物の低層部において、隣り合う建築物の軒高や壁面の位置や素材、敷地際のしつらえに配慮し、街路樹及び歩道部と一体となった表情豊かで楽しく歩ける街並みをつくる。
		街角等 隣接敷地との関係付け	隣接敷地の公開空地や公園等のオープンスペース、交差点などに面する部分は、街並みの表情づくりのポイントであることから、オープンスペース、交差点、通りとの一体感に配慮した特徴ある街角等をつくる。
		オープンスペースのしつらえ	公開空地やプレイロット等のオープンスペースを設置する際には、みどりを効果的に配置し、使用者にやさしい仕上げとするとともに、建築デザインとの関係性や周囲の街並みとの調和に配慮する。
	歩行者の視点でのスケール感を大切にする	圧迫感の軽減 低層部の用途 開口部の位置や大きさ	建築物の立面の分節化などにより、通りに対するボリューム感の軽減を図るとともに、低層部の用途やしつらえ、開口の位置や大きさに配慮することにより、街並みを彩る沿道の景観を形成する。
	地域特性に配慮した色彩を考える	外壁等の色彩 アクセントとなる色彩	外壁等の色彩については、北の自然を基調としながら、周囲の街並みとも調和するよう配慮するとともに、アクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方とする。具体的には、別表3「色彩景観基準」による。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(1) 現行計画の方針・基準 ◇景観形成基準(建築物)つづき

- 景観形成基準は「配慮項目」「基本的視点」「誘導基準」で構成。建築物の基準は遠景・中景・近景を意識した並び順で整理(現計画P71～72)

遠景・中景・近景	配慮項目	基本的視点	誘導基準
	意匠に配慮する	ファサードデザイン 外壁の仕上げ	目新しさや話題性にデザインの原点を求めず、周囲の質感・素材感との調和を心がけるとともに、華美な装飾を避け、汚れが目立たない工夫を施すことなどにより、将来に渡って陳腐化しない持続可能なデザインとする。
		照明	暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を行う。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。
	雪に配慮する	落雪等対策	北風や落雪に配慮して、建築物の配置や形態、外壁形状等を考える。
		冬の快適性	冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、雪の美しさを見せることができる仕掛け等も検討する。
	附帯工作物等に配慮する	屋外設備	通りなどからの見え方に配慮し、なるべく景観を阻害しない位置に設けるか、やむを得ない場合は目隠しを施す。
		物置・柵等の工作物	自転車置き場やゴミ置き場、物置など敷地内に附帯する工作物は、建築デザインとの関係性を十分考慮し、建築物本体への取り込みを図るか、やむを得ない場合は歩行者に対して閉鎖的にならないよう配慮して、目隠し等による修景を行う。

遠景・中景・近景	配慮項目	基本的視点	誘導基準
	外構に配慮する	ユニバーサルデザイン アプローチのしつらえ	通りから建築物へ至るアプローチは、周辺景観に配慮したデザインとするとともに、段差を設けず滑りにくい素材を使うなど誰にでも使いやすいデザインとする。
		駐車場等の修景	駐車場や業務用出入口等は、配置や敷地外との搬入出口に十分配慮し、通りに対する修景を図る。
		みどりの演出	通りや広場、水辺、建築物の壁面などに対して、効果的なみどりの配置を図る。また、既存樹木との共生、四季の変化、地域の環境といった要素を考慮して、適切な樹種を選定する。
	広告物や案内表示などに配慮する	掲出の方法 色彩や照明 集合化	建築物のデザインや街並みとの調和はもとより、安全性や視認性にも配慮して、場所の特性に合わせた掲出の方法、色彩デザインや照明計画を考える。また、複数個表示する場合には集合化等を図る。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。
	景観の維持・管理に配慮する	オープンスペースの活用	公開空地やプレイロットを設置する際には、街並みに調和した活用がなされるよう、誰がどのように利用するかなどを考慮する。
		維持・管理手法	新築時はもとより、将来に渡って景観の質が確保されるよう、維持・管理の体制やルール、役割分担等について事前に明確にする。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(1) 現行計画の方針・基準 ◇景観形成基準(工作物)

- 景観形成基準は「配慮項目」「基本的視点」「誘導基準」で構成。工作物の基準は種類別に整理(現計画P73)

	配慮項目	基本的視点	誘導基準
共通	自然環境を生かす	地形・水辺 植生	地形や水辺などの自然環境を生かすとともに、地域固有の植生などにも配慮し、街並みや山並みと一体となった風景を創出する。
橋りょう・高架橋等	地域性に配慮する	スケール感 橋詰の修景	周辺の街並みや雰囲気合ったスケール感に配慮するとともに、街並みとの接点となる橋詰の修景を図る。
		シークエンス デザイン デザインの 関連性	橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうとのシークエンス(連続性)及び重なり合って見える橋りょう相互のデザインの関連性を考える。
		ランドマークへの見通し 形態・色彩	山並み、ランドマークへの見通しに配慮するとともに、形態や色彩については、背景となる自然環境や街並みに調和させる。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。
	意匠に配慮する	全体のバランス	上部工・下部工を一体的にとらえるとともに、桁や地覆、高欄などの連続感を大切に、照明や防音壁などを含めた全体のバランスに配慮する。また、具象的な装飾や華美なデザインは原則として避ける。
		量感の軽減 桁下の修景	軽やかなデザインの高欄や橋脚の面分割などにより全体の量感を抑えるとともに、歩行者の視点から近い、配管や電気設備等もデザインの一部として処理するなど、ディテール処理による修景を図る。
	附帯物に配慮する	デザインの調和 歩道空間の演出	附帯する案内板や柵等のデザインを統一するほか、集合化を図るとともに、歩行部では安心・快適に歩けるようしつらえの工夫を行う。

	配慮項目	基本的視点	誘導基準
鉄塔・煙突等	地域性に配慮する	スケール感	街並みへの影響を軽減するために位置やスケール感に十分配慮する。
		見え方・見せ方	建築物との位置関係など周辺からの見え方に配慮するとともに、足元の緑化を施すなど、周辺との調和を図る。
		調和する色彩	周辺景観への強い影響を抑えるために、背景となる自然環境や街並みと調和する色彩を用いる。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。
	全体的な姿に配慮する	量感の軽減 構造美	全体の量感を軽減するディテール処理を工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。
	附帯物に配慮する	柵などの修景	周囲に設置する立ち入り防止柵などは、街並みと隔絶した印象を与えないように、緑化したり、目立たない色彩を施す。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(1) 現行計画の方針・基準 ◇景観形成基準(工作物)つづき

- ・景観形成基準は「配慮項目」「基本的視点」「誘導基準」で構成。工作物の基準は種類別に整理(現計画P73)

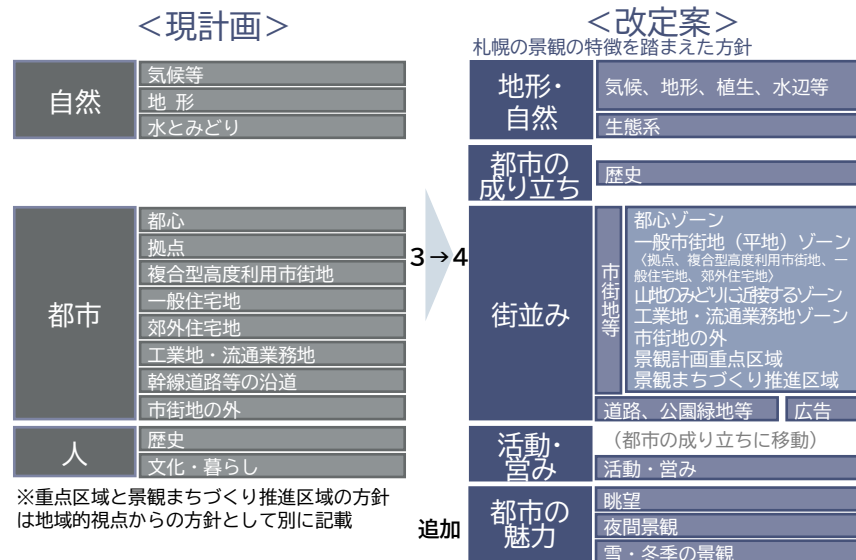
	配慮項目	基本的視点	誘導基準
擁壁等	地域性に配慮する	最小限の工作物 緑化修景	できるだけ工作物を抑える造成方法や、十分な緑化を行い、人や車に対する圧迫感、違和感を軽減する。
	附帯物に配慮する	柵などの修景	柵や設備等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。
太陽光発電施設	地域性に配慮する	視点場からの見え方	主要な道路や視点場などからの見え方に配慮し、緑化や配置の工夫などによる修景を図る。
	附帯物に配慮する	柵などの修景	柵や管理用建築物等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(2) 改定案の考え方

- 方針について、現計画の3つの特徴ごとの整理から、「地形・自然」「都市の成り立ち」「街並み」「活動・営み」の4つに「都市の魅力※」を加えた特徴ごとの整理に変更

※「札幌らしさを際立たせる特徴」に該当



- 各取組の方向性を示す「景観形成に向けた取組の方針」の追加
- 景観形成基準は、札幌の景観の特徴を踏まえた方針を実現するための基準であることから、この方針と景観形成基準のつながりをわかりやすく示すため「配慮項目」「基本的視点」「誘導基準」という構成から、「景観形成の方針」「景観形成基準」という構成に変更
- 届出・協議による誘導をきめ細やかに行うためゾーン基準の追加
- 景観プレ・アドバイスをはじめとする届出・協議、近年の社会情勢の変化などを踏まえた追加、修正

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇方針

- 3つの特徴ごとの整理から4+1の特徴ごとの整理に変更したことによる移動、景観形成基準とのリンクにあたり、項目の集約などを実施

現 計 画		新 計 画 (案) 札幌の景観の特徴を踏まえた方針	
自然 く 自然 的 特 性 を 踏 ま え た 景 観 形 成 の 方 針	気 候 等	○四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図ります。 ○特に、雪のある景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪に配慮した景観形成を図ります。	○ <u>気候、地形、植生、水辺等などの自然環境を生かした景観形成を図ります。</u> ・四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図ります。 ・札幌の地形が持つ地形の特徴を尊重し、それらの手がかりとなる植生、水辺、地形など地域固有の自然環境を生かした景観形成を図ります。 【地形の特徴】 山 地：自然と市街地が近接、ひな壇状の街並み、坂 など 丘陵地：波状の起伏（坂、崖、崖（がい）線（せん）のみどり等）など 扇状地：微地形等の札幌の原風景を想起させる場所 など 平 地：田園風景、防風林 など
	地 形 (山地、丘陵地、扇状地、平地)	○札幌の地形が持つ以下の特性を生かした景観形成を図ります。 ・山 地：自然と市街地が近接、山並みのスカイライン、ひな壇状の街並み、坂 など ・丘陵地：波状の起伏（坂、崖、崖（がい）線（せん）の緑等）、山並みや平地への眺望 など ・扇状地：微地形等の札幌の原風景的イメージを想起させる場所 など ・平 地：田園風景、防風林、遠景の山並み など ○特に、市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認できる要素であることから、山並みへの眺望に配慮した景観形成を図ります。	○多様な生態系に配慮した景観形成を図ります。
	水とみどり	○主要な河川や市街地を取り巻くみどりなど、骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視するとともに、歩行空間や隣り合う敷地間などにおけるきめ細かな水とみどりの連続性も考慮した景観形成を図ります。 ○特徴ある水辺空間や拠点となるみどりを生かした景観形成を図ります。 ○札幌の植生やシンボルとなる樹木などを生かした景観形成を図ります。 ○水とみどりが連続する自然環境を保全するなど、多様な生態系に配慮した景観形成を図ります。	

現計画：灰色マーカー→移動 青字→修正(記載の集約等)

新計画：白字→追加 下線→修正後

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇方針

- 3つの特徴ごとの整理から4+1の特徴ごとの整理に変更したことによる移動、景観形成基準とのリンクにあたり、項目の集約などを実施

現 計 画

歴史	○歴史的建築物等に配慮した、魅力的な景観形成を図ります。
	○格子状街路や防風林など、街の成り立ちを尊重した景観形成を図ります。
	○れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図ります。

「人」から移動・集約(各項目は小項目に)

新 計 画 (案) 札幌の景観の特徴を踏まえた方針

都市の成り立ち	歴史	○歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かした景観形成を図ります。
		・格子状道路や防風林など、都市の成り立ちを尊重した景観形成を図ります。 ・歴史的な建築物等に配慮した魅力的な景観形成を図ります。 ・れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図ります。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇方針

- 3つの特徴ごとの整理から4+1の特徴ごとの整理に変更したことによる移動、景観形成基準とのリンクにあたり、項目の集約などを実施

現 計 画		新 計 画 (案) 札幌の景観の特徴を踏まえた方針	
都市 市街地の 特性を踏 まえた景 観形成の 方針	都心	【世界に向けて都心の魅力を発信する優れた景観形成】 ○骨格軸や交流拠点などの個性を生かした、風格のある魅力的な景観形成を図ります。 ○人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的な景観形成を図ります。	全体で1つの方針とし、各項目は小項目とし、ゾーン等の方針に移行。表現は都市マスを踏まえ変更(以下街並み部分同じ) 平地・山地ゾーンに集約 追加(市街地区分とは別の観点) 街並み 市街地等 ※
	拠点	【各拠点の特性を生かした景観形成】 <地域交流拠点> ○多様な機能が集積し、多くの人々が集まる特性を踏まえ、活気が感じられる景観形成を図ります。 ○市民の交流や活動の場となる公共的空間は、その目的や利用形態等を十分考慮してデザインするなど、特に良好な景観形成を図ります。 <高次機能交流拠点> ○各拠点の特徴的な機能の魅力が高まる良好な景観形成を図ります。	
	複合型高度利用市街地	【利便性の高い快適な暮らしを演出する景観形成】 ○集合型居住機能や多様な生活利便機能が集積していることを踏まえ、地域特性に応じた、秩序と調和のある景観形成を図ります。	
	一般住宅地	【居住環境の維持・向上に向けた景観形成】 ○地域特性に応じ、多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和する景観形成を図ります。	
	郊外住宅地	【ゆとりある居住環境を重視した景観形成】 ○閑静でゆとりある居住環境を生かし、地域特性に応じた、愛着もてる景観形成を図ります。	
		○地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。 【都心ゾーン】 ・札幌の魅力を先導する洗練された、活力とにぎわいのある景観形成を図ります。 ・うるおいにあふれ、回遊を楽しめる景観形成を図ります。 【一般市街地(平地)ゾーン】 ・地域ごとのまとまりに配慮した温かみのある景観形成を図ります。 ・地域交流拠点では、人が集まる場所としての魅力の向上を目指し、各拠点の取組の方向性を踏まえた景観形成を図ります。 ・高次機能交流拠点では、各拠点の取組の方向性を踏まえた景観形成を図ります。 ・住宅地では、高密度な居住と都市機能を備えた複合型高度利用市街地、多様な居住機能と生活利便機能を持つ一般住宅地、ゆとりある郊外住宅地それぞれの機能・環境を踏まえた景観形成を図ります。 【山地のみどりに近接するゾーン】 ・みどりの豊かさを生かした、落ち着いた景観形成を図ります。 ※に該当する区域では、それぞれの方針も適用	

現計画:灰色マーカー→移動 青字→修正(記載の集約等)

新計画:白字→追加 下線→修正後

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇方針

- 3つの特徴ごとの整理から4+1の特徴ごとの整理に変更したことによる移動、景観形成基準とのリンクにあたり、項目の集約などを実施

現 計 画		新 計 画 (案) 札幌の景観の特徴を踏まえた方針	
都市・市街地の特性を踏まえた景観形成の方針	工業地・流通業務地	市街地等	○地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。(つづき) 【工業地・流通業務地ゾーン】 ・隣接する周辺市街地との調和に配慮した景観形成を図ります。 【市街地の外】 ・豊かな自然環境や、優良な農地が維持・保全された景観形成を図ります。 ・高次機能交流拠点周辺などでは、地域特性を踏まえた景観形成を図ります。 【景観計画重点区域】 ・全市やゾーンごとの良好な景観の形成に関する方針を踏まえつつ、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。 【景観まちづくり推進区域等】 ・全市やゾーンごとの良好な景観の形成に関する方針を踏まえつつ、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。
	幹線道路等の沿道		
	市街地の外		
	景観計画重点区域における景観形成の方針	街並み	○道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。 ・道路の連続性などの特徴や、使われ方を踏まえた景観形成を図ります。 ・骨格となる水とみどりのネットワークと協調し、みどりを感じる景観形成を図ります。
	景観まちづくり推進区域等における景観形成の方針		追加 ○場所に応じた質の高い広告のある景観形成を図ります。
	水とみどり(抜粋)		

現計画:灰色マーカー→移動 青字→修正(記載の集約等)

新計画:白字→追加 下線→修正後

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇方針

- 3つの特徴ごとの整理から4+1の特徴ごとの整理に変更したことによる移動、景観形成基準とのリンクにあたり、項目の集約などを実施

現 計 画		新 計 画 (案) 札幌の景観の特徴を踏まえた方針	
人々歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針	歴史	都市の成り立ちに移動	追加 ○人々の活動・営みが地域の個性をつくる景観形成を図ります。 ・建築物等の内外で行われる人々の活動・営みが感じられる景観形成を図ります。 ・多くの人が訪れる場所では、場所ごとの特徴や文化を踏まえたにぎわいのある景観形成を図ります。 ・地域への愛着が高まる景観形成を図ります。 ○時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。 ○使用されていない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないように配慮がなされた景観形成を図ります。
	文化・暮らし	都市の魅力に移動 1つの方針に集約し、小項目に 活動・営み	活動・営み

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇方針

- 3つの特徴ごとの整理から4+1の特徴ごとの整理に変更したことによる移動、景観形成基準とのリンクにあたり、項目の集約などを実施

現 計 画

地形 (抜粋)	○特に、市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認できる要素であることから、山並みへの眺望に配慮した景観形成を図ります。
------------	--

「自然」
から移動

気候等 (抜粋)	○特に、雪のある景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪に配慮した景観形成を図ります。
-------------	---

「自然」
から移動
(生かす視
点を追
加)

新 計 画 (案) 札幌の景観の特徴を踏まえた方針

都市の 魅力	追加	眺望景観	○札幌の眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。 【景観形成の対象とする眺望点】 見晴らし景 大倉山展望台、豊平川に架かる橋 見通し景 創成川通、北3条通 囲み景 定山溪大橋 重点眺望 さっぽろテレビ塔展望台（西方向）
	追加	夜間景観	○札幌の夜間景観の特徴を踏まえた景観形成を図ります。
		雪・冬季の景観	○雪のある冬季の景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪を生かした景観形成を図ります。 ○雪と共生する良好な景観形成を図ります。

新 計 画 (案) 景観形成に向けた取組の方針

- 札幌の景観の特徴を踏まえた景観形成に向け、以下の取組を進めます。
- ・ 建築物等の景観誘導
 - ・ 公共施設等の取組
 - ・ 景観資源の保全・活用
 - ・ 地域ごとの景観まちづくりと主体的活動の促進

新規

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(建築物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現計画(記載順は新計画に揃えて変更しています。)

配慮項目	基本的視点	誘導基準
遠景	地形や水辺などの自然環境を生かす	地形 植生 水辺・河川
		山地、丘陵地、扇状地、平地といった札幌の地形の特徴を尊重するとともに、それらの手がかりとなる植生、水辺・河川、微地形など地域固有の自然環境を景観の骨格として生かす。

遠景・中景	歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かし、質を高める	歴史と文化 原風景 景観資源
		歴史的建築物等や格子状街路・防風林など、歴史的なまちの遺構を尊重し、後世に札幌の歴史を伝える計画となるよう、配置や素材、色などを工夫する。また、歴史的価値に限らず、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといった景観資源にも配慮して計画する。

配慮する内容を具体化

新計画(案)

方針/景観形成基準

造成等

- 気候、地形、水辺などの自然環境を生かした景観形成を図ります。
- 多様な生態系に配慮した景観形成を図ります。

- ・ 地形の特徴を生かす。
- ・ 地域に親しまれてきた古木や小さな沢筋などを生かす。
- ・ メム跡などの微地形がある場合は、これを生かしてデザインするよう努める。

<ゾーン基準(みどり)>

- ・ 土地の造成を最小限に抑え、地形を生かしてデザインするよう努める。

外観デザイン①

- 歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かした景観形成を図ります。

- ・ 計画敷地・建築物は近接する景観資源等との関係性を考慮してデザインする。
- ・ 計画敷地が景観資源等と隣接する場合は、景観資源等に対する圧迫感を最小限とするよう計画建築物の配置などを工夫する。
- ・ 計画建築物が景観資源等の背景となる場合は、景観資源等との調和に配慮して外観をデザインする。

<ゾーン基準(都心)>

- ・ 格子状道路の特徴を感じられるよう、隣接する建築物との連続性や街区ごとの一体性などに配慮してデザインする。
- ・ 計画建築物が歴史的な景観資源等の背景となる場合は、景観資源等が主役となるよう配慮して外観をデザインする。

<ゾーン基準(一般市街地)>

- ・ 歴史的な特徴を残す道路に面する場合は、通りの見え方に配慮してデザインする。

※新旧基準の対応部分がわかりやすいよう部分的にマーカーで表示
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設)

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(建築物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現計画(記載順は新計画に揃えて変更しています。)

配慮項目		基本的視点	誘導基準
遠景・中景・近景	意匠に配慮する	ファサードデザイン 外壁の仕上げ	目新しさや話題性にデザインの原点を求めず、周囲の質感・素材感との調和を心がけるとともに、華やかな装飾を避け、汚れが目立たない工夫を施すことなどにより、将来に渡って陳腐化しない持続可能なデザインとする。
	歩行者の視点でのスケール感を大切にする	圧迫感の軽減 低層部の用途 開口部の位置や大きさ	建築物の立面の分節化などにより、通りに対するボリューム感の軽減を図るとともに、低層部の用途やしつらえ、開口の位置や大きさに配慮することにより、街並みを彩る沿道の景観を形成する。
遠景・中景		街並みとの連続感をつくる	隣接敷地の公開空地や公園等のオープンスペース、交差点などに面する部分は、街並みの表情づくりのポイントであることから、オープンスペース、交差点、通りとの一体感に配慮した特徴ある街角等をつくる。

現計画の左欄部分を追加

複数の基準に分割

プレアド等を踏まえ追加

新計画(案)

方針/景観形成基準

- 地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。
- 道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。

- ・ 遠景・中景・近景で計画建築物がどのように見えるか確認しながら外観をデザインする。
- ・ 目新しさや話題性、誘目性を重視したデザインは、可変性のあるごく一部分などへの採用にとどめるなどとし、外観全体には使用しない。
- ・ 通りや地域としてまとまりのある印象となるよう、デザインや素材を工夫する。
- ・ 歩行者の視点でのスケール感を意識し、建築物の立面の分節化を図る。
- ・ 華やかな装飾は避ける。
- ・ 隣接敷地の公開空地や公園等のオープンスペース、交差点などに面する部分は、場所ごとの特徴を生かしたデザインとする。
- ・ 主要な通りや視点場に面して開口部の少ない立面を設ける場合は、単調な壁面とならないよう工夫する。

外観デザイン②

※新旧基準の対応部分がわかりやすいよう部分的にマーカーで表示
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設))

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(建築物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現計画(記載順は新計画に揃えて変更しています。)

配慮項目 基本的視点

誘導基準

新計画(案)

方針/景観形成基準

- 地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。
- 道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。

<ゾーン基準(都心)>

- ・ 直線道路の連続性を印象付けるよう、歩行者の視線レベルにある低層部の壁面の位置を揃えるなど工夫する。
- ・ 主要な通りに面する場合は、経済性のみを重視せず、都心部にふさわしい質の高い外観となるよう努める。
- ・ 居住、宿泊滞在機能を持つ建築物などは、外部に生活感が表出しないよう工夫する。

<ゾーン基準(工業・流通業務地)>

- ・ 歩行者の視点でのスケール感を意識し、建築物の長大な立面の分節化を図る。

- 人々の活動・営みが地域の個性をつくる景観形成を図ります。

・ 建築物の外部と内部に視覚的つながりがある外観とする場合は、内部の壁や天井の仕上げ、照明、みどり、インテリアなども景観の観点からデザインするよう努める。

外観デザイン③

プレアド等を踏まえ追加

※新旧基準の対応部分がわかりやすいよう部分的にマーカーで表示
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設))

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(建築物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現計画(記載順は新計画に揃えて変更しています。)

配慮項目		基本的視点	誘導基準
遠景・中景	街並みとの連続感をつくる	低層部の軒高・壁面線・敷地際のしつらえ	歩行者の視線レベルにある建築物の低層部において、隣り合う建築物の軒高や壁面の位置や素材、敷地際のしつらえに配慮し、街路樹及び歩道部と一体となった表情豊かで楽しく歩ける街並みをつくる。
	歩行者の視点でのスケール感を大切にす	圧迫感の軽減・低層部の用途・開口部の位置や大きさ	建築物の立面の分節化などにより、通りに対するボリューム感の軽減を図るとともに、低層部の用途やしつらえ、開口部の位置や大きさに配慮することにより、街並みを彩る沿道の景観を形成する。
	地域特性に配慮した色彩を考える	外壁等の色彩・アクセントとなる色彩	外壁等の色彩については、北の自然を基調としながら、周囲の街並みとも調和するよう配慮するとともに、アクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方とする。具体的には、別表3「色彩景観基準」による。
遠景・中景・近景	意匠に配慮する	ファサードデザイン・外壁の仕上げ	目新しさや話題性だけでなく、周囲の質感・素材感との調和を心がけるとともに、華やかな装飾を避け、汚れが目立たない工夫を施すことなどにより、将来に渡って陳腐化しない持続可能なデザインとする。

再掲

再掲

新計画(案)

方針/景観形成基準

低層部のデザイン

- 地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。
- 道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。

- ・ 歩行者の視界に入る低層部の壁面や開口の位置・大きさ等を工夫する。
- ・ 歩行者の目線が近い部分は、移動を楽しめるよう用途やしつらえ等を工夫する。

- 気候、地形、水辺などの自然環境を生かした景観形成を図ります。

- 地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。
- 道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。

- ・ 外壁等は北の自然環境や周囲の街並み等と調和する色彩とする。色彩は別表●「色彩景観基準」による。
- ・ アクセントとなる色彩は、街の彩となるよう面積を抑えた効果的な使い方とする。具体的には別表●「色彩景観基準」による。
- ・ 光の反射が強い素材の採用を避けるとともに、周囲との調和や汚れへの対応などを踏まえた素材を選定する。

素材・色彩①

<ゾーン基準(都心)>

- ・ 通りごとの調和に配慮するとともに、洗練された外観となるよう計画する。

<ゾーン基準(一般市街地)>

- ・ 雑然とした印象とならないよう周囲の建築物との調和を図るとともに、高層部は空の広がりが感じられるよう努める。

<ゾーン基準(みどり)>

- ・ 背景となる豊かな自然を生かすため、周囲のみどりと調和に配慮する。

<ゾーン基準(工業・流通業務地)>

- ・ 圧迫感を軽減するとともに、殺風景にならないような工夫をする。

※新旧基準の対応部分がわかりやすいよう部分的にマーカーで表示
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設)

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(建築物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現計画(記載順は新計画に揃えて変更しています。)

配慮項目		基本的視点	誘導基準
遠景・中景	歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かし、質を高める	歴史と文化原風景景観資源	再掲 歴史的建築物等や格子状街路・防風林など、歴史的なまちの遺構を尊重し、後世に札幌の歴史を伝える計画となるよう、配置や素材、色などを工夫する。また、歴史的価値に限らず、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといった景観資源にも配慮して計画する。
	地形や水辺などの自然環境を生かす	地形植生水辺・河川	再掲 山地、丘陵地、扇状地、平地といった札幌の地形の特徴を尊重するとともに、それらの手がかりとなる植生、水辺・河川、微地形など地域固有の自然環境を景観の骨格として生かす。
	外構に配慮する	みどりの演出	通りや広場、水辺、建築物の壁面などに対して、効果的なみどりの配置を図る。また、既存樹木との共生、<u>四季の変化</u>、地域の環境といった要素を考慮して、<u>適切な樹種を選定する</u>。

配慮する内容を具体化

新計画(案)

方針/景観形成基準

素材・色彩②

- 歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かした景観形成を図ります。
- ・景観資源との調和を意識した素材・色彩とする。この時、地域の素材を安易に使用することは避ける。色彩は別表●「色彩景観基準」による。

外構・オープンスペース①

- 気候、地形、水辺等などの自然環境を生かした景観形成を図ります。
- 多様な生態系に配慮した景観形成を図ります。
- ・地形の特徴を生かした外構をデザインする。
- ・四季の変化を感じられる多種多様なみどりを適切に選定する。
- 歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かした景観形成を図ります。
- ・計画敷地が景観資源等と隣接する場合は、適切な敷地際の修景を図る。

※新旧基準の対応部分がわかりやすいよう部分的にマーカーで表示
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設)

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(建築物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現計画(記載順は新計画に揃えて変更しています。)

配慮項目		基本的視点	誘導基準
遠景・中景	街並みとの連続感をつくる	オープンスペースのしつらえ	公開空地やプレイロット等のオープンスペースを設置する際には、みどりを効果的に配置し、使用者にやさしい仕上げとするとともに、建築デザインとの関係性や周囲の街並みとの調和に配慮する。
	外構に配慮する	ユニバーサルデザインアプローチのしつらえ	通りから建築物へ至るアプローチは、周辺景観に配慮したデザインとするとともに、段差を設けず滑りにくい素材を使うなど誰にでも使いやすいデザインとする。
遠景・中景・近景		みどりの演出	再掲 通りや広場、水辺、建築物の壁面などに対して、効果的なみどりの配置を図る。また、既存樹木との共生、四季の変化、地域の環境といった要素を考慮して、適切な樹種を選定する。

新計画(案)

方針/景観形成基準

- 地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。
- 道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。

・ 公開空地やプレイロット等のオープンスペースを設置する際には、計画建築物や周囲の街並み、道路、街路樹等と一体感を感じられるデザインとする。

・ 通りから建築物へ至るアプローチは周囲との調和に配慮するとともに、段差を設けず滑りにくい素材を使うなど誰にでも使いやすいデザインとする。

・ 通りや広場、水辺、建築物の壁面等に対して、効果的なみどりの配置を図る。また、既存樹木との共生、地域の環境といった要素を考慮して、適切なみどりを選定する。

<ゾーン基準(都心)>

- ・ 基壇部を設ける場合には、基壇部にもオープンスペースを設けるなど、人の賑わいが立体的につながるよう努める。
- ・ グランドレベルだけでなく、壁面や基壇部等も活用した立体的な緑化を図り、建築物の低・中層部までみどりのうろおいが感じられるよう努める。

<ゾーン基準(みどり)>

- ・ 周囲のみどりのうろおいを享受できる滞在型のオープンスペースの設置に努める。
- ・ 柵などを設置する場合は、周囲のみどりとの調和に配慮した色や素材を選定する。

外構・オープンスペース②

※新旧基準の対応部分がわかりやすいよう部分的にマーカーで表示
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設)

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(建築物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現計画(記載順は新計画に揃えて変更しています。)

配慮項目		基本的視点	誘導基準
遠景・中景・近景	景観の維持・管理に配慮する	オープンスペースの活用	公開空地やプレイロットを設置する際には、街並みに調和した活用がなされるよう、誰がどのように利用するかなどを考慮する。
		維持・管理手法	新築時はもとより、将来に渡って景観の質が確保されるよう、維持・管理の体制やルール、役割分担等について事前に明確にする。
	外構に配慮する	駐車場等の修景	駐車場や業務用出入口等は、配置や敷地外との搬入出口に十分配慮し、通りに対する修景を図る。

プレアド等を踏まえ追加

外構オープンスペース③

駐車場

プレアド等を踏まえ追加

新計画(案)

方針/景観形成基準

●人々の活動・営みが地域の個性をつくる景観形成を図ります

- ・ 公開空地やプレイロット等のオープンスペースを設置する場合は、利用者の行動を想定し、その場にふさわしい空間構成やしつらえとなるよう計画する。
- ・ 人々の活動が感じられるよう、滞留が生まれるような仕掛けなどの工夫をする。

●時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります

- ・ 公開空地やプレイロット等のオープンスペースを設置する場合は、将来的な使われ方の変化も踏まえて計画する。

●地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。

●道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。

- ・ 車両の出入口は歩行者による賑わいの連続を分断しないよう配慮して配置するとともに、修景する。
- ・ 駐車場・駐輪場は歩行者の視線に配慮して配置するとともに、修景する。また、やむを得ない場合を除き、前面道路から直接駐車マスから出入りできる形式を避ける。
- ・ 建築物に取り込む車両の出入口は開口部が大きく、内側の部分も印象が強く出やすいため、通りから見える内側の部分についても見え方を検討する。
- ・ 立体駐車場を設置する場合は、圧迫感を軽減するとともに、単調な立面とならないよう工夫する。

※新旧基準の対応部分がわかりやすいよう部分的にマーカーで表示
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設)

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(建築物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現計画(記載順は新計画に揃えて変更しています。)

配慮項目	基本的視点	誘導基準
附帯工作物等に配慮する	屋外設備	通りなどからの見え方に配慮し、なるべく景観を阻害しない位置に設けるか、やむを得ない場合は目隠しを施す。
	物置・柵等の工作物	自転車置き場やゴミ置き場、物置など敷地内に附帯する工作物は、建築デザインとの関係性を十分考慮し、建築物本体への取り込みを図るか、やむを得ない場合は歩行者に対して閉鎖的にならないよう配慮して、目隠し等による修景を行う。
広告物や案内表示などに配慮する	掲出の方法・色彩や照明・集合化	建築物のデザインや街並みとの調和はもとより、安全性や視認性にも配慮して、場所の特性に合わせた掲出の方法、色彩デザインや照明計画を考える。また、複数個表示する場合には集合化等を図る。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。

遠景・中景・近景

※各色マーカー部分は新旧基準の対応部分(表現の修正を含む)
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設)

新計画(案)

方針/景観形成基準

- 地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。
- 道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。

・屋外に設置する設備は可能な限り建築物と一体的に見えるような仕上げ等を施すとともに、通りから見えにくい位置に設置するか、修景する。

・自転車置き場やゴミ置き場、物置など敷地内に附帯する工作物は、建築デザインとの関係性を十分考慮し、建築物本体に取り込む。やむを得ない場合は歩行者に対して閉鎖的にならないよう修景する。

・太陽光発電設備を屋上や地上に設置する時は、通りなどからの見え方に配慮した位置に設ける。太陽光発電設備を外壁に設置する時は、建築物の外観として見た時の違和感を低減するよう設置位置やデザインを工夫する。

近年の社会情勢を踏まえて

- 歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かした景観形成を図ります

・景観資源等の背景となる場所での広告物等の表示は慎重に検討する。

追加

- 地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。
- 道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。

・歩行者等からの視認性を確保できる最小限の大きさとする。

・複数の広告物を掲出する時は集合化する。

・広告物は周囲の街並みと調和する色彩デザインや照明計画とする。

・場所性を踏まえつつ、街の個性を演出するサインデザインとする。

・激しく動光が変化するものや華美なものは原則使用しない。

・広告物に関するガイドラインが策定された時は、ガイドラインにも準拠する。

附帯工作物等

広告物・サイン

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(建築物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現計画(記載順は新計画に揃えて変更しています。)

配慮項目	基本的視点	誘導基準
遠景・中景・近景	景観の維持・管理に配慮する	維持・管理手法
		再掲 新築時はもとより、将来に渡って景観の質が確保されるよう、維持・管理の体制やルール、役割分担等について事前に明確にする。

遠景	山並みやランドマークへの見通しに配慮する	視点場からの見え方
		市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認でき、四季の彩を演出する重要な要素である。また、街並みのシンボルとなる建築物や樹木などのランドマークも、景観を特徴付ける貴重な要素である。そのため、これらを確認できる主要交差点、主要道路、主要河川等からの見通しに配慮する。

新計画(案)

方針/景観形成基準

維持管理

●時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります

- ・ 維持管理の体制やルール、役割分担等について事前に明確にする。

●札幌の眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。

山や橋などからの見晴らし、道路からの見通し、山に囲まれた景観など、視点場からの眺望を踏まえた配慮や創出の工夫を行う。

眺望①

【見晴らし景 | 視点場(大倉山展望台、豊平川に架かる橋)】

特徴：市街地や山並みの広がり、都心のスカイライン、道路の軸線や緑等

<ゾーン基準(都心)>

- ・ 視点場からの見え方を踏まえ、頂部の形状や高層部のライトアップを工夫するなど、都心を強調するよう努める。

<ゾーン基準(一般市街地)>

- ・ 河川に近接する場所では、河川に向かって広告物のライトアップを避けるなど、良好な河川沿いの景観が形成されるよう配慮する。
- ・ 河川に架かる橋からの見え方を意識し、街並みの表情づくりに貢献するよう、開口部やバルコニーのデザイン等の工夫に努める。

<ゾーン基準(みどり)>

- ・ 背景となる自然環境と調和する色彩の採用や、修景などに努める。なお、色彩は「色彩景観基準」による。

※各色マーカー部分は新旧基準の対応部分(表現の修正を含む)
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設)

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(建築物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現計画(記載順は新計画に揃えて変更しています。)

配慮項目 基本的視点		誘導基準
遠景	山並みやランドマークへの見通しに配慮する	再掲 市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認でき、四季の彩を演出する重要な要素である。また、街並みのシンボルとなる建築物や樹木などのランドマークも、景観を特徴付ける貴重な要素である。そのため、これらを確認できる主要交差点、主要道路、主要河川等からの見通しに配慮する。
	視点場からの見え方	

新計画(案)

方針/景観形成基準

●札幌の眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。

【見通し景 | 視点場(創成川通、北3条通)】

特徴：アイストップとなる建築物等、並木の縁取り、視線を誘導する直線道路等

<ゾーン基準(都心)>

- ・ 都心部の直線道路のもつ軸性や方向感を強調するよう、隣接する建築物等とデザインの切り替え位置を揃えるなどの工夫に努める。また、通りを挟んだ左右のシンメトリー性を強調することが効果的な場合は、通りの向かい側と植栽を揃えるなどの工夫に努める。
- ・ アイストップがある場合は、主張を抑えたデザインとなるよう配慮する。

【囲み景 | 視点場(定山溪大橋)】

特徴：山並みのみどり、谷筋の建築物、水辺等

<ゾーン基準(みどり)>

- ・ みどりのエッジに配慮した配置計画やデザインの切り替え、素材や色彩を選定するよう配慮する。
- ・ 河川沿いにテラスを設置するなど、河川沿いの景観を楽しむ機会の創出に努める。

※各色マーカー部分は新旧基準の対応部分(表現の修正を含む)
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設)

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(建築物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現計画(記載順は新計画に揃えて変更しています。)

遠景・中景・近景	配慮項目		基本的視点	誘導基準
	意匠に配慮する	照明		
				暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を行う。なお、 激しく動光が変化するものや華美なもの は原則として使用しない。

新計画(案)

方針/景観形成基準

●札幌の夜間景観の特徴を踏まえた景観形成を図ります

- ・ 暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を行う。
- ・ グレア等を生じさせない適切な照明を計画する。
- ・ 着色や点滅・動光する照明による外装の演出は、安易に行わず周辺との調和を慎重に検討する。また、**激しく動光が変化するものや華美なもの**は原則として使用しない。
- ・ 生態系への影響等に配慮し、場所の特性に応じた光量や光の向きなどを計画する。

夜間景観

<ゾーン基準(都心)>

- ・ 夜間においても魅力的な歩行空間となるよう、ファサードのライトアップ、建築物低層部の開口部やショーウィンドウから漏れ出る光により、暖かみのある光の連続性を演出するよう努める。また、交差点に面する建築物では、角を際立たせるなど、場所性を感じられるよう工夫する。
- ・ 外部と内部に視覚的なつながりがあるデザインとする場合は、魅力的な夜間景観に資する適切な内部の照明を計画するとともに、外部からの見え方を考慮した内部のしつらえとするよう努める。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(建築物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現計画(記載順は新計画に揃えて変更しています。)

遠景・中景・近景	配慮項目		基本的視点	誘導基準
	雪に配慮する		落雪等対策	北風や落雪に配慮して、建築物の配置や形態、外壁形状等を考える。
			冬の快適性	冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、雪の美しさを見せることができる仕掛け等も検討する。

新計画(案)

方針/景観形成基準

●雪のある冬季の景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪を生かした景観形成を図ります。

・敷地内に積もる雪も冬の景観をつくる大切な要素であると捉え、雪の美しさを見せることができる仕掛け等を検討する。

<ゾーン基準(都心)>

- ・建築物や外構、オープンスペース等において、誰もが雪や冬季の景観を楽しむことができる場づくりに努める。
- ・白い雪の中で建築物や植栽が美しく見える照明計画やライトアップに努める。

雪・冬季の景観

●雪と共生する良好な景観形成を図ります

- ・北風や落雪を考慮して、建築物の配置や形態、外壁形状等を計画する。
- ・冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、効果的なロードヒーティングの設置などによる良好な歩行環境の確保を図る。

※各色マーカー部分は新旧基準の対応部分(表現の修正を含む)
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設)

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(工作物)

- 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現 計 画				新 計 画 (案)	
配慮項目		基本的視点	誘導基準	方針/景観形成基準	
共通	自然環境を生かす	地形・水辺 植生	地形や水辺などの自然環境を生かすとともに、地域固有の植生などにも配慮し、街並みや山並みと一体となった風景を創出する。	共通	●気候、地形、水辺などの自然環境を生かした景観形成を図ります。 ●多様な生態系に配慮した景観形成を図ります。 ●歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かした景観形成を図ります。
					造成 ・地形や水辺などの自然環境の特徴を生かす。 ・地域の植生に配慮する。
					色彩 ・背景となる自然環境や街並みに調和した色彩とする。色彩は別表●「色彩景観基準」による。

工作物ごとに記載されていた基準を集約

※各色マーカー部分は新旧基準の対応部分(表現の修正を含む)
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設)

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(工作物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現 計 画

配慮項目	基本的視点	誘導基準
------	-------	------

橋りょう・高架橋等	地域性に配慮する	スケール感 橋の修景 シークエンス デザイン デザインの関連性 ランド マークへの見通し 形態・色彩	周辺の街並みや雰囲気にあったスケール感に配慮するとともに、街並みとの接点となる橋詰の修景を図る。 橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうとのシークエンス（連続性）及び重なり合って見える橋りょう相互のデザインの関連性を考える。 山並み、ランドマークへの見通しに配慮するとともに、形態や色彩については、背景となる自然環境や街並みに調和させる。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。
	意匠に配慮する	全体のバランス 量感の軽減 桁下の修景	上部工・下部工を一体的にとらえるとともに、桁や地覆、高欄などの連続感を大切に、照明や防音壁などを含めた全体のバランスに配慮する。また、具象的な装飾や華美なデザインは原則として避ける。 軽やかなデザインの高欄や橋脚の面分割などにより全体の量感を抑えるとともに、歩行者の視点から近い、配管や電気設備等もデザインの一部分として処理するなど、ディテール処理による修景を図る。
	附帯物に配慮する	デザインの調和 歩道空間の演出	附帯する案内板や柵等のデザインを統一するほか、集合化を図るとともに、歩行部では安心・快適に歩けるようしつらえの工夫を行う。

2文に

共通へ
移動

橋りょう・高架橋等

形態

附帯物等

新 計 画 (案)

方針/景観形成基準

- 地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。
- 道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。

- ・ 構造形式の選定にあたっては、場所性にも配慮する。
- ・ 橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうの連続性をつくる。
- ・ 計画中の橋りょうと近隣の橋りょうが重なりあった時の見え方を考慮し、デザインする。
- ・ 上部工・下部工を一体的に捉えるとともに、桁や地覆、高欄などの連続感を大切に、照明や防音壁などを含めた全体のバランスに配慮する。
- ・ 軽やかなデザインの高欄や橋脚の面分割などにより全体の量感を抑える。
- ・ 歩行部は安心・快適に歩けるようしつらえの工夫を行う。
- ・ 場所性を踏まえて橋詰をデザインする。
- ・ 具象的な装飾や華美なデザインは原則として避ける。
- ・ 配管や電気設備等は全体のデザインの一部とする、目立たなくするなどの工夫をする。

- ・ 附帯する案内板や柵等のデザインを統一する。
- ・ 附帯する案内板は集合化する。

※新旧基準の対応部分がわかりやすいよう部分的にマーカで表示
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設)

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(工作物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現 計 画

配慮項目	基本的視点	誘導基準
地域性に配慮する	スケール感	街並みへの影響を軽減するために位置やスケール感に十分配慮する。
	見え方・見せ方	建築物との位置関係など周辺からの見え方に配慮するとともに、足元の緑化を施すなど、周辺との調和を図る。
	調和する色彩	周辺景観への強い影響を抑えるために、背景となる自然環境や街並みと調和する色彩を用いる。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。
全体的な姿に配慮する	量感の軽減 構造美	全体の量感を軽減するディテール処理を工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。
附帯物に配慮する	柵などの修景	周囲に設置する立ち入り防止柵などは、街並みと隔絶した印象を与えないように、緑化したり、目立たない色彩を施す。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。

鉄塔・煙突等

共通へ
移動

新 計 画 (案)

方針/景観形成基準		
●地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。 ●道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。		
鉄塔・煙突等	形態	・ 全体の量感を軽減するように工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。 ・ 必要最小限の大きさとする。
	外構	・ 周辺の自然環境や街並みと調和させるため、足元を緑化するなど修景する。
	附帯物等	・ 周囲に設置する立ち入り防止柵などは、緑化したり、目立たない色彩を施す。色彩は別表●「色彩景観基準」による。

※新旧基準の対応部分がわかりやすいよう部分的にマーカーで表示
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設)

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(3) 方針と基準の改定案(新旧対照表)◇基準(工作物)

- ・ 方針とのつながりを意識した構成への整理、これまでの景観プレ・アドバイス・届出協議や社会状況の変化等を踏まえた追加・修正、ゾーン基準の追加

現 計 画

配慮項目		基本的視点	誘導基準
擁壁等	地域性に配慮する	最小限の工作物緑化修景	できるだけ工作物を抑える造成方法や、十分な緑化を行い、人や車に対する圧迫感、違和感を軽減する。
	附帯物に配慮する	柵などの修景	柵や設備等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。

太陽光発電施設	地域性に配慮する	視点場からの見え方	主要な道路や視点場などからの見え方に配慮し、緑化や配置の工夫などによる修景を図る。
	附帯物に配慮する	柵などの修景	柵や管理用建築物等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。

新 計 画 (案)

		方針/景観形成基準
擁壁等	●気候、地形、水辺などの自然環境を生かした景観形成を図ります。 ●多様な生態系に配慮した景観形成を図ります。	
	造成等	・ 擁壁等の存在感を最小限に抑える造成や、十分な緑化を行い、歩行者等に対する圧迫感、違和感を軽減する。
	附帯物等	●地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。 ●道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。 ・ 柵や設備等は、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。色彩は別表●「色彩景観基準」による。
太陽光発電設備等	●地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。 ●道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。	
	造成外構	・ 主要な道路や視点場などからの見え方に配慮し、配置の工夫や緑化などによる修景を図る。
	附帯物等	・ 柵や管理用建築物等は、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。色彩は別表●「色彩景観基準」による

※新旧基準の対応部分がわかりやすいよう部分的にマーカーで表示
新計画の下線は新規(ゾーン基準は下線を引いていないがすべて新設)

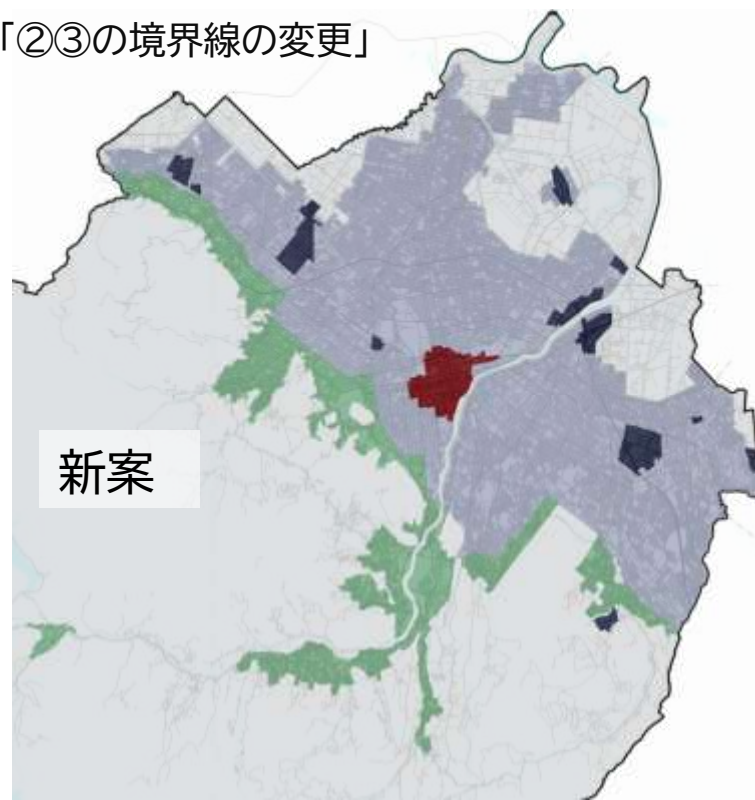
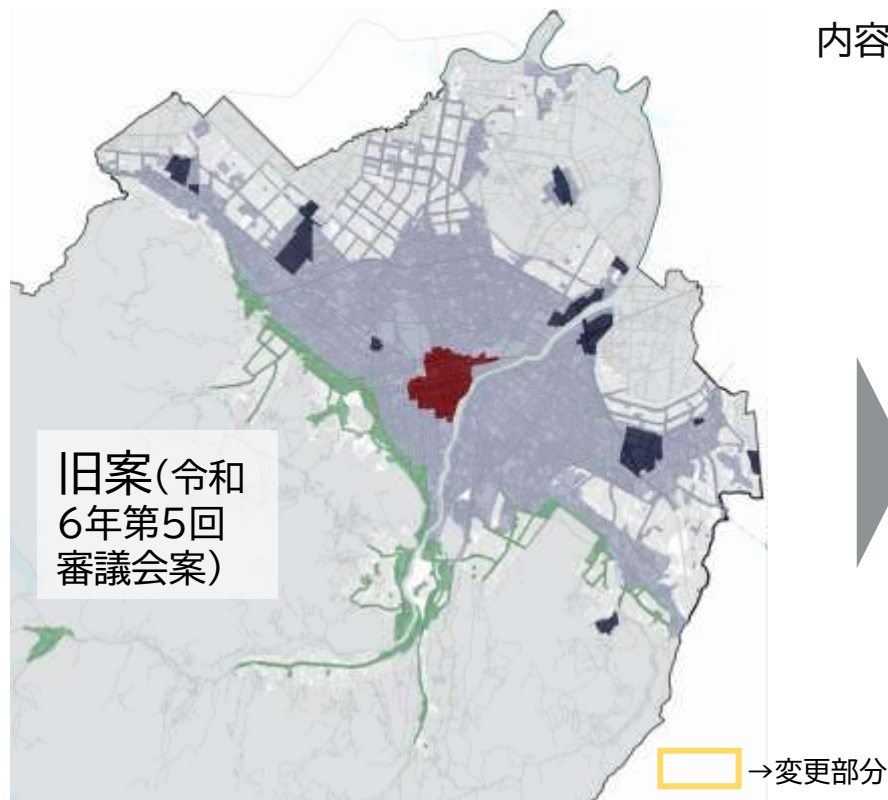
3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(4) ゾーン区分について

- ・ ゾーン区分について、ゾーン②③の範囲を変更

内容Ⅰ「容積率の低い範囲のゾーン範囲への組み入れ」

内容Ⅱ「②③の境界線の変更」



3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

(4) ゾーン区分について

内容Ⅰ「容積率の低い範囲のゾーン範囲への組み入れ」

▶容積率が低い範囲(80%以下)においても、敷地の大きさに応じて届出・協議の対象となる大規模建築物等の建築が想定されることから、容積率にかかわらず②③のゾーンとした。

内容Ⅱ「②③の境界線の変更」

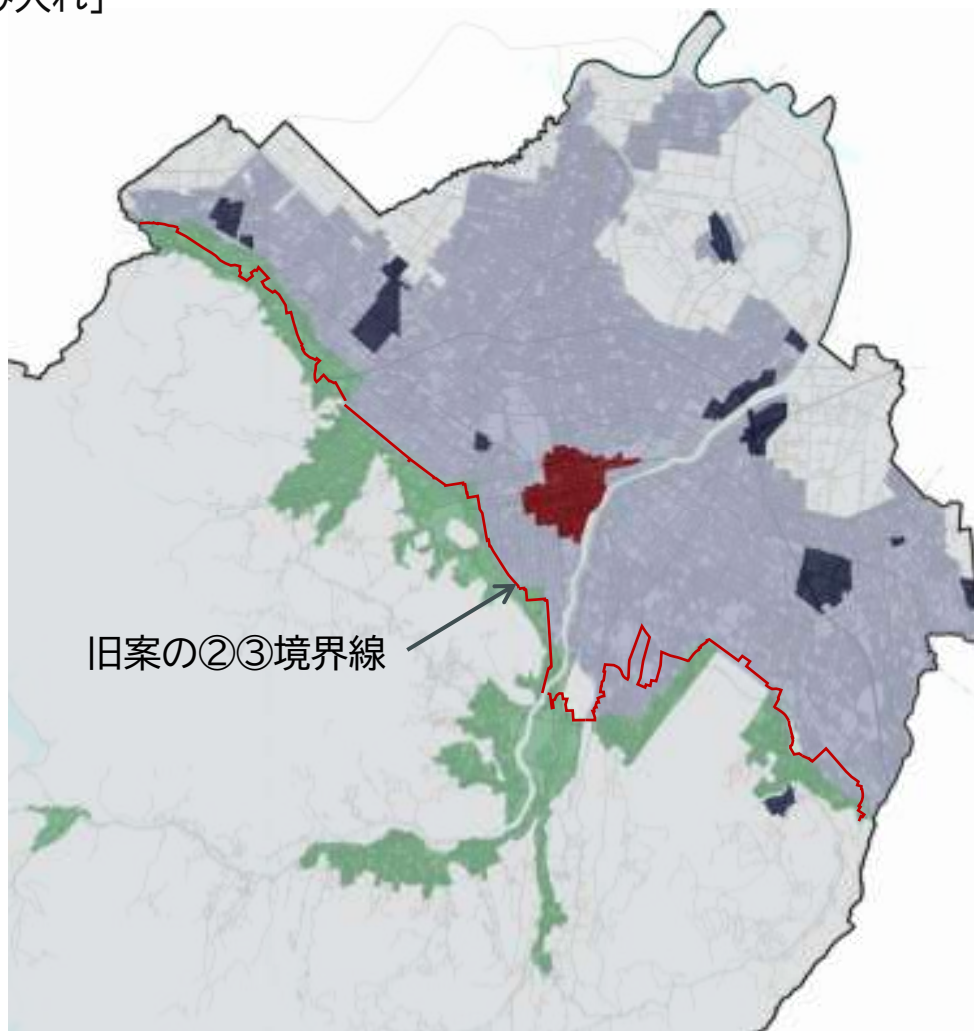
▶旧ゾーン区分図の②③境界線付近の道路を何本か選出し、緑被の状況や標高図を考慮したことに加え、Googleストリートビューにて周辺の状況を確認。みどりが見える範囲の道路を境界とした。

▶主な変更点

西側(図左側): 高低差が大きく遠方からみどり(山並み)がみえるため、③の範囲を広げた。

中央部(図中央やや下側): 見通しの良い河川敷については③の範囲を広げ、市街地については緑被率が低いこともあり③から除いた。

東側(図右側): 市街地について緑被率が低いこともあり③から除いた。



ゾーン① : 都心ゾーン

ゾーン② : 一般市街地ゾーン

ゾーン③ : 山地のみどりと近接するゾーン

ゾーン④ : 工業地・流通業務地ゾーン

ゾーン外 : 市街化調整区域・都市計画区域外

4 重点眺望について

令和6年度に整理した方向性

- 普及啓発、景観配慮・創出に向けた誘導を図る対象とする眺望を次のとおりに分類

景観形成の対象とする眺望	札幌の眺望として広く内外に認識されているもの
重点眺望	特に札幌の眺望を代表し、特段の景観誘導や景観創造が求められるもの
登録の対象とする眺望	地域固有の歴史や住民意識において、愛着や誇りが持てる眺望とされているもの

※「(仮)重点眺望」としていたものを「重点眺望」に変更

- 眺望に関する施策と対象となる眺望は次のとおり。具体的な基準や制度の詳細検討は、令和7年度に実施する。

対 象		想定される施策	
重点眺望	「視点場」と「誘導視界（あるいは区域）」を設定し、各重点眺望ごとに「協議対象」と「景観形成基準」を整理する。 ※改定時には1地点を想定	景観配慮・創出の誘導	
		景観プレ・アドバイスによる誘導	一定の高さを超えるものなどを景観プレ・アドバイスの対象とし、有識者の意見を踏まえながら、誘導する。（対象の追加）
景観形成の対象とする眺望	ゾーン別基準に、対象とする眺望（仮称「基準対象眺望」）を位置付け、眺望の類型ごとに示された景観の特徴に配慮することを明記。具体的な配慮項目は景観形成基準の解説書に記載する。 ※改定時には類型ごとに1、2地点を想定	景観形成基準による誘導	
		景観形成基準による誘導	全市又はゾーン基準に眺望に配慮した色彩や設えについての内容を盛り込む。（項目の拡充）
登録の対象とする眺望	活用促進景観資源として広く周知し、愛着と配慮を促す。	普及啓発	
		活用促進景観資源への登録	「景観の種」の取組のなかで眺望を募集し、活用促進景観資源として登録する。
		眺望点と視対象の広報	活用促進景観資源として登録された眺望などを、HP等で周知する。

4 重点眺望について

令和6年度に整理した方向性

- 普及啓発、景観配慮・創出に向けた誘導を図る対象とする眺望を次のとおりに分類

景観形成の対象とする眺望	札幌の眺望として広く内外に認識されているもの
重点眺望	特に札幌の眺望を代表し、特段の景観誘導や景観創造が求められるもの
登録の対象とする眺望	地域固有の歴史や住民意識において、愛着や誇りが持てる眺望とされているもの

※「(仮)重点眺望」としていたものを「重点眺望」に変更

- 眺望に関する施策と対象となる眺望は次のとおり。具体的な基準や制度の詳細検討は、令和7年度に実施する。

対 象		想定される施策	
重点眺望	「視点場」と「誘導視界（あるいは区域）」を設定し、各重点眺望ごとに「協議対象」と「景観形成基準」を整理する。 ※改定時には1地点を想定	景観配慮・創出の誘導	
		景観プレ・アドバイスによる誘導	一定の高さを超えるものなどを景観プレ・アドバイスの対象とし、有識者の意見を踏まえながら、誘導する。 (対象の追加)

重点眺望の「協議対象」や「景観形成基準」などについて
今回事務局案を提示

4 重点眺望について

重点眺望の視点場、視軸、視対象(案)

- 札幌を代表する景観であると多くの方から声をいただいていることから、さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望を選定



重点眺望の取組を進めるうえでの視点場、視軸、視対象

視点場	さっぽろテレビ塔展望台
視軸	山並みへ向かう大通公園の軸線
視対象	山並みの広がり※

※ 山並みの広がりとして視野で捉える範囲は大蔵山ジャンプ競技場の位置において、南北に約6.5km程度と想定。(頂角60度の円錐を視野とする説(コーン説)より視野角60度及び視点場から大倉山山麓付近までの直線距離約5.5kmを基に試算。)視野で捉える範囲は今後の調査により確定する予定。

4 重点眺望について

眺望の見え方に影響を与える要因について

- ・ 眺望の見え方に影響を与える要因から、景観プレ・アドバイスの協議対象と景観形成基準を設定することとした。



- ① 山並みに向かう軸線である大通公園に面する建築物の外観デザイン

4 重点眺望について

眺望の見え方に影響を与える要因について

- ・ 眺望の見え方に影響を与える要因から、景観プレ・アドバイスの協議対象と景観形成基準を設定することとした。



② 大通公園の南側1街区と北側1街区において一定の高さ以上となる建築物の部分のデザイン

② -1 山並みの見え方に直接影響を与える建築物の部分のデザイン

② -2 山並みの見え方に直接影響を与えない部分であっても、周囲の建築物との関係性によって視点場から視認できる建築物の部分のデザイン（東側立面や屋上設備など）

4 重点眺望について

眺望の見え方に影響を与える要因について

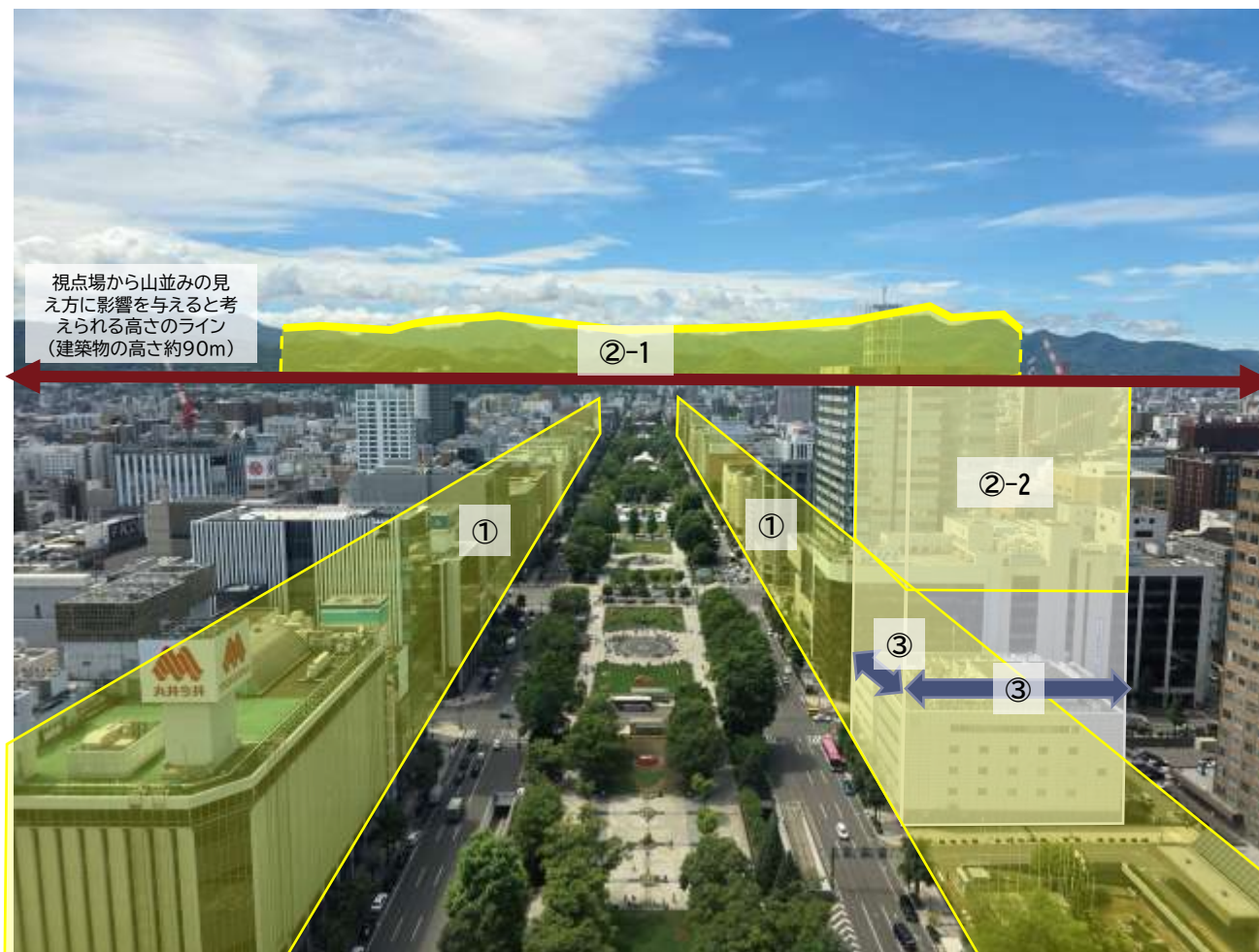
- ・ 眺望の見え方に影響を与える要因から、景観プレ・アドバイスの協議対象と景観形成基準を設定することとした。



③ 大通公園の南側1街区と北側1街区において、壁面の長さが一定以上となる壁面の印象

4 重点眺望について

眺望の見え方に影響を与える要因について(まとめ)



- ① 山並みに向かう軸線である大通公園に面する建築物の外観デザイン
- ② 大通公園の南側1街区と北側1街区において一定の高さ以上となる建築物の部分のデザイン
 - 1: 山並みの見え方に直接影響を与える高さの建築物の部分
 - 2: 山並みの見え方に直接影響を与えない部分であっても、周囲の建築物との関係性によって視点場から視認できる建築物の部分のデザイン(東側立面や屋上設備など)
- ③ 大通公園の南側1街区と北側1街区において、壁面の長さが一定以上となる壁面の印象

上記3つの点を誘導することを目的に、景観プレ・アドバイスによる協議対象とする行為及び景観形成基準を設定する

4 重点眺望について

景観プレ・アドバイスの協議対象行為と景観形成基準(案)

①山並みに向かう軸線である大通公園に面する建築物の外観デザインの誘導



- ・ 誘導が必要となると考えられる建築物等は、大通に面する敷地が景観計画重点区域の区域となっているなど、現行の協議対象行為で対応できると考えられることから、協議対象行為は追加しない。
- ・ 重点眺望を誘導するための景観形成基準を追加する。

協議対象行為

- ・ 都市計画の決定又は変更を伴う都市再生特別地区の区域内における建築物※1など（構想段階回、設計段階回）

※1 指定容積率の数値を超えるものなどに限る

大通地区景観計画重点区域における下記の行為（設計段階1回）

- ・ 高さが60mを超える建築物の新築又は増築
- ・ 延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築



図 大通地区景観計画重点区域の範囲

景観形成基準

- ・ 全市における景観形成基準
- ・ **重点眺望を誘導するための景観形成基準（追加）**

基準案 |

大通公園に面する建築物の高層部を大通公園からセットバックさせるなどにより、大通公園に面して高さ60m以下の建築物が並びビスタの連続感をつくる

- ・ 大通地区景観計画重点区域の景観形成基準※2

※2 大通地区景観計画重点区域内に限る。

<他施策との連携>

- ・ 大通地区景観保全型広告整備地地区による広告物の許可基準
 - ①壁面広告物の面積制限等
 - ②突出広告物の中層部以上（4～7層以上）への掲出禁止
 - ③屋上広告物の掲出禁止
 - ④デジタルサイネージの禁止

など

4 重点眺望について

景観プレ・アドバイスの協議対象行為と景観形成基準(案)



②大通公園の南側1街区と北側1街区において一定の高さ以上となる建築物の部分のデザインの誘導

- 規模は小さいが、高い建築物も対象となるよう、大通公園の南側1街区と北側1街区において(西1丁目から西10丁目に限る)において、高さが90mを超える建築物の新築又は増築を協議対象行為に追加する。
- 重点眺望を誘導するための景観形成基準を追加する。

協議対象行為

- 都市計画の決定又は変更を伴う都市再生特別地区の区域内における建築物※¹など(構想段階1回、設計段階1回)

※¹ 指定容積率の数値を超えるものなどに限る

大通地区景観計画重点区域における下記の行為(設計段階1回)

- 高さが60mを超える建築物の新築又は増築
- 延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築

都市機能誘導区域(都心)における下記の行為(設計段階1回)

- 高さが60mを超え、かつ、延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築

大通公園の南側1街区と北側1街区(西1丁目から西10丁目に限る)における下記の行為(設計段階1回)

- 高さが90mを超える建築物の新築又は増築(追加)

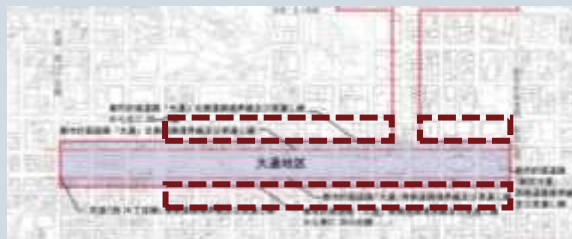


図 協議対象行為を追加する範囲(赤色の破線)

景観形成基準

- 全市における景観形成基準
- 重点眺望を誘導するための景観形成基準(追加)

基準案 |

高層部は周囲の山並みや背景となる山並みとの調和に配慮して外観をデザインする。

基準案 |

建築物の高さが90mを超える場合は、山並みが背景となることを踏まえて1階部分をデザインする。

基準案 |

屋上に設置する附帯設備等は、視点場からの見え方を考慮し、目隠しなどにより修景する。

- 大通地区景観計画重点区域の景観形成基準※²

※² 大通地区景観計画重点区域内に限る。

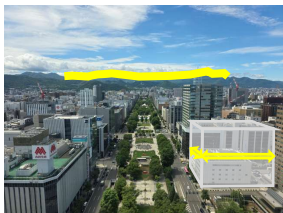
<他施策との連携>

- 大通地区景観保全型広告整備地地区による広告物の許可基準

マーカー：追加部分
マーカー以外：現行

4 重点眺望について

景観プレ・アドバイスの協議対象行為と景観形成基準(案)



③大通公園の南側1街区と北側1街区において壁面の長さが一定以上となる壁面の誘導

- ・ 誘導が必要となると考えられる建築物等は、大通に面する敷地が景観計画重点区域の区域となっているなど、現行の対象行為にて対応できると考えられることから、協議対象行為は追加しない。
- ・ 重点眺望を誘導するための景観形成基準を追加する。

協議対象行為

- ・ 都市計画の決定又は変更を伴う都市再生特別地区の区域内における建築物※1など（構想段階回、設計段階回）

※1 指定容積率の数値を超えるものなどに限る

大通地区景観計画重点区域における下記の行為（設計段階1回）

- ・ 高さが60mを超える建築物の新築又は増築
- ・ 延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築

都市機能誘導区域（都心）における下記の行為（設計段階1回）

- ・ 高さが60mを超え、かつ、延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築

景観形成基準

- ・ 全市における景観形成基準
- ・ **重点眺望を誘導するための景観形成基準（追加）**

基準案1

長大な壁面に見えないよう、意匠の切り替えなどにより、建築物の立面を分節化する。

基準案2

長大な壁面に見えないよう、南北方向の高層部の厚みを可能な限り薄くする。

- ・ 大通地区景観計画重点区域の景観形成基準※2

※2 大通地区景観計画重点区域内に限る。

<他施策と連携>

- ・ 大通地区景観保全型広告整備地地区による広告物の許可基準

マーカー：追加部分
マーカー以外：現行

4 重点眺望について

景観プレ・アドバイスの協議対象行為と景観形成基準(案) まとめ

協議対象行為と景観形成基準(案)をまとめると以下のとおり

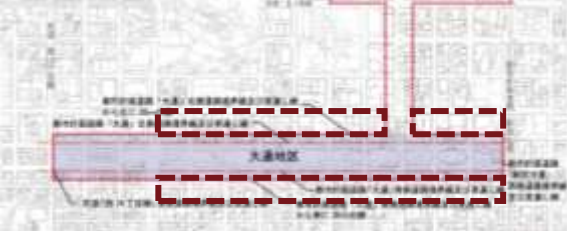
協議対象行為	景観形成基準	<他施策との連携>
都市計画の決定又は変更を伴う都市再生特別地区の区域内における建築物※¹など (構想段階1回、設計段階1回) ※¹ 指定容積率の数値を超えるものなどに限る	- 全市における景観形成基準 - 重点眺望を誘導するための景観形成基準(追加)	大通地区景観保全型広告整備地地区による広告物の許可基準
大通地区景観計画重点区域における下記の行為 (設計段階1回) - 高さが60mを超える建築物の新築又は増築 - 延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築	基準案 - 大通公園に面する建築物の高層部を大通公園からセットバックさせるなどにより、大通公園に面して高さ60m以下の建築物が並びビスタの連続感をつくる - 高層部は周囲の街並みや背景となる山並みとの調和に配慮して外観をデザインする。 - 建築物の高さが90mを超える場合は、山並みが背景となることを踏まえてT部をデザインする。 - 屋上に設置する附帯設備等は、視点場からの見え方を考慮し、目隠しなどにより修景する。 - 長大な壁面に見えないよう、意匠の切り替えなどにより、建築物の立面を分節化する。 - 長大な壁面に見えないよう、南北方向の高層部の厚みを可能な限り薄くする。	
都市機能誘導区域(都心)における下記の行為 (設計段階1回) 高さが60mを超え、かつ、延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築		
大通公園の南側1街区と北側1街区(西1丁目から西10丁目に限る)における下記の行為(設計段階1回) 高さが90mを超える建築物の新築又は増築(追加) 	大通地区景観計画重点区域の景観形成基準※²	マーカ―：追加部分 マーカ―以外：現行

図 協議対象行為を追加する範囲(赤色の破線)

※² 大通地区景観計画重点区域内に限る。

5 本日の審議事項

本日も審議いただきたい点

- **景観形成の方針と基準(案)の全体像(方向性)について**
(ゾーン基準を含む)
- **景観形成の方針と基準(案)の項目について**
(過不足があるか、など)
- **ゾーン区分について** (修正案としてよいか)
- **重点眺望の協議対象行為と誘導の方向性について**
(他に影響を与える要因があるか、など)
- **重点眺望の景観形成基準(案)について**
(過不足があるか、など)

以下、参考資料

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)

新計画 方針(案)

地形・自然

気候、
地形、
植生、
水辺等、
生態系

○気候、地形、植生、水辺等などの自然環境を生かした景観形成を図ります。

・四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図ります。

・札幌の地形が持つ地形の特徴を尊重し、それらの手がかりとなる植生、水辺、地形など地域固有の自然環境を生かした景観形成を図ります。

【地形の特徴】

- 山地：自然と市街地が近接、
ひな壇状の街並み、坂 など
- 丘陵地：波状の起伏（坂、崖、崖（がい）線（せん）のみどり等）など
- 扇状地：微地形等の札幌の原風景を想起させる場所 など
- 平地：田園風景、防風林 など

○多様な生態系に配慮した景観形成を図ります。

新計画 景観形成基準（建築物）（案）

■全市共通基準

<造成等>

- ・地形の特徴を生かす。
 - ・地域に親しまれてきた古木や既存林、小さな沢筋などを生かす。
- △跡などの微地形がある場合は、これを生かしてデザインするよう努める。

■ゾーン基準（みどり）

- ・土地の造成を最小限に抑え、地形を生かしてデザインする。

■全市共通基準

<外構・オープンスペース>

- ・地形の特徴を生かした外構をデザインする
- ・四季の変化を感じられる多種多様なみどりを適切に選定する。

■全市共通基準

<素材・色彩>

- ・外壁等は北の自然環境や周囲の街並み等と調和する色彩とする。色彩は別表●「色彩景観基準」による。
- ・アクセントとなる色彩は、街の彩となるよう面積を抑えた効果的な使い方とする。具体的には別表●「色彩景観基準」による。
- ・光の反射が強い素材の採用を避けるとともに、周囲との調和や汚れへの対応などを踏まえた素材を選定する。

■ゾーン基準（都心）

- ・通りごとの調和に配慮するとともに、洗練された外観となるよう計画する。

■ゾーン基準（一般市街地）

- ・雑然とした印象とならないよう周囲の建築物との調和を図るとともに、高層部は空の広がりを感じられるよう努める。

■ゾーン基準（みどり）

- ・背景となる豊かな自然を生かすため、周辺のみどりの調和に配慮する。

■ゾーン基準（工業・流通業務地）

- ・圧迫感を軽減するとともに、殺風景にならないような工夫をする。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)

新計画 方針(案)

都市の成り立ち

歴史

○歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かした景観形成を図ります。

- ・格子状道路や防風林など、都市の成り立ちを尊重した景観形成を図ります。
- ・歴史的な建築物等に配慮した魅力的な景観形成を図ります。
- ・れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図ります。

新計画 景観形成基準(建築物)(案)

■全市共通基準

<外観デザイン>

- ・計画敷地・建築物は近接する景観資源等との関係性を考慮してデザインする。
- ・計画敷地が景観資源等と隣接する場合は、景観資源等に対する圧迫感を最小限とするよう計画建築物の配置などを工夫する。
- ・計画建築物が景観資源等の背景となる場合は、景観資源等との調和に配慮して外観をデザインする。

■ゾーン基準(都心)

- ・格子状道路の特徴を感じられるよう、隣接する建築物との連続性や街区ごとの一体性などに配慮してデザインする。
- ・計画建築物が歴史的な景観資源等の背景となる場合は、景観資源等が主役となるよう配慮して外観をデザインする。

■ゾーン基準(一般市街地)

- ・歴史的な特徴を残す道路に面する場合は、通りの見え方に配慮してデザインする。

■全市共通基準

<素材・色彩>

- ・景観資源との調和を意識した素材・色彩とする。この時、地域の素材を安易に使用することは避ける。色彩は別表●「色彩景観基準」による。

■全市共通基準

<外構・オープンスペース>

- ・計画敷地が景観資源等と隣接する場合は、適切な敷地際の修景を図る。

■全市共通基準

<広告物・サイン>

- ・景観資源等の背景となる場所での広告物等の表示は慎重に検討する。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)

新計画 方針(案)

○地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。

【都心ゾーン】

・札幌の魅力を先導する洗練された、活力とにぎわいのある景観形成を図ります。

・うるおいにあふれ、回遊を楽しめる景観形成を図ります。

【一般市街地(平地)ゾーン】

・地域ごとのまとまりに配慮した温かみのある景観形成を図ります。

※ ・地域交流拠点では、人が集まる場所としての魅力の向上を目指し、各拠点の取組の方向性を踏まえた景観形成を図ります。

・高次機能交流拠点では、各拠点の取組の方向性を踏まえた景観形成を図ります。

・住宅地では、高密度な居住と都市機能を備えた複合型高度利用市街地、多様な居住機能と生活利便機能を持つ一般住宅地、ゆとりある郊外住宅地それぞれの機能・環境を踏まえた景観形成を図ります。

【山地のみどりに近接するゾーン】

・みどりの豊かさを生かした、落ち着いた景観形成を図ります。

※に該当する区域では、それぞれの方針も適用

新計画 景観形成基準(建築物)(案)

■全市共通基準

<外観デザイン>

・遠景・中景・近景で計画建築物がどのように見えるか確認しながら外観をデザインする。

・目新しさや話題性、誘目性などを重視したデザインは、可変性のあるごく一部分などへの採用にとどめるなどとし、外観全体には使用しない。

・通りや地域としてまとまりのある印象となるよう、デザインや素材を工夫する。

・歩行者の視点でのスケール感を意識し、建築物の立面の分節化を図る。

・華やかな装飾は避ける。

・隣接敷地の公開空地や公園等のオープンスペース、交差点などに面する部分は、場所ごとの特徴を生かしたデザインとする。

・主要な通りや視点場に面して開口部の少ない立面を設ける場合は、単調な壁面とならないよう工夫する。

■ゾーン基準(都心)

・直線道路の連続性を印象付けるよう、歩行者の視線レベルにある低層部の壁面の位置を揃えるなど工夫する。

・主要な通りに面する場合は、経済性のみを重視せず、都心部にふさわしい質の高い外観となるよう努める。

・居住、宿泊滞在機能を持つ建築物などは、外部に生活感が表出しないよう工夫する。

■ゾーン基準(工業・流通業務地)

・歩行者の視点でのスケール感を意識し、建築物の長大な立面の分節化を図る。

街並み

市街地等

追加

次ページの基準

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)

新計画 方針(案)

新計画 景観形成基準(建築物)(案)

街並み

市街地等

○地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。(つづき)

【工業地・流通業務地ゾーン】

- ・隣接する周辺市街地との調和に配慮した景観形成を図ります。

【市街地の外】

- ・豊かな自然環境や、優良な農地が維持・保全された景観形成を図ります。
- ・高次機能交流拠点周辺などでは、地域特性を踏まえた景観形成を図ります。

【景観計画重点区域】

- ・全市やゾーンごとの良好な景観の形成に関する方針を踏まえつつ、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。

【景観まちづくり推進区域等】

- ・全市やゾーンごとの良好な景観の形成に関する方針を踏まえつつ、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。

■全市共通基準
 <低層部のデザイン>

- ・歩行者の視界に入る低層部の壁面や開口の位置・大きさ等を工夫する。
- ・歩行者の目線が近い部分は、移動を楽しめるよう用途やしつらえ等を工夫する。

■全市共通基準
 <外構・オープンスペース>

- ・公開空地やプレイロット等のオープンスペースを設置する際には、計画建築物や周囲の街並み、道路、街路樹等と一体感を感じられるデザインとする。

通りから建築物へ至るアプローチは周囲との調和に配慮するとともに、段差を設けず滑りにくい素材を使うなど誰にでも使いやすいデザインとする。

- ・通りや広場、水辺、建築物の壁面等に対して、効果的なみどりの配置を図る。また、既存樹木との共生、地域の環境といった要素を考慮して、適切なみどりを選定する。

道路・公園緑地等

○道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。

- ・道路の連続性などの特徴や、使われ方を踏まえた景観形成を図ります。
- ・骨格となる水とみどりのネットワークと協調し、みどりをを感じる景観形成を図ります。

追加 広告

○場所に応じた質の高い広告のある景観形成を図ります。

■ゾーン基準(都心)

- ・基壇部を設ける場合には、基壇部にもオープンスペースを設けるなど、人の賑わいが立体的につながるよう努める。
- ・グランドレベルだけでなく、壁面や基壇部等も活用した立体的な緑化を図り、建築物の低・中層部までみどりのうるおいが感じられるよう努める。

■ゾーン基準(みどり)

- ・周囲のみどりのうるおいを享受できる滞在型のオープンスペースの設置に努める。
- ・柵などを設置する場合は、周囲のみどりとの調和に配慮した色や素材を選定する。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)

新計画 方針(案)

街並み	市街地等	再掲 ○地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。(つづき) 【工業地・流通業務地ゾーン】 ・隣接する周辺市街地との調和に配慮した景観形成を図ります。 【市街地の外】 ・豊かな自然環境や、優良な農地が維持・保全された景観形成を図ります。 ・高次機能交流拠点周辺などでは、地域特性を踏まえた景観形成を図ります。 【景観計画重点区域】 ・全市やゾーンごとの良好な景観の形成に関する方針を踏まえつつ、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。 【景観まちづくり推進区域等】 ・全市やゾーンごとの良好な景観の形成に関する方針を踏まえつつ、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。
	道路・公園緑地追加	再掲 ○道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。 ・道路の連続性などの特徴や、使われ方を踏まえた景観形成を図ります。 ・骨格となる水とみどりのネットワークと協調し、みどりを感じる景観形成を図ります。
	広告	再掲 ○場所に応じた質の高い広告のある景観形成を図ります。

新計画 景観形成基準(建築物)(案)

■全市共通基準

<駐車場>

- ・車両の出入口は歩行者による賑わいの連続を分断しないよう配慮して配置するとともに、修景する。
- ・駐車場・駐輪場は歩行者の視線に配慮して配置するとともに、修景する。また、やむを得ない場合を除き、前面道路から直接駐車マスから出入りできる形式を避ける。
- ・建築物に取り込む車両の出入口は開口部が大きく、内側の部分も印象が強く出やすいため、通りから見える内側の部分についても見え方を検討する。
- ・立体駐車場を設置する場合は、圧迫感を軽減するとともに、単調な立面とならないよう工夫する。

■全市共通基準

<附帯工作物等>

- ・屋外に設置する設備は可能な限り建築物と一体的に見えるような仕上げ等を施すとともに、通りから見えにくい位置に設置するか、修景する。
- ・自転車置き場やごみ置き場、物置など敷地内に附帯する工作物は、建築デザインとの関係性を十分考慮し、建築物本体に取り込む。やむを得ない場合は歩行者に対して閉鎖的にならないように修景する。
- ・太陽光発電設備を屋上や地上に設置する時は、通りなどからの見え方に配慮した位置に設ける。太陽光発電設備を外壁に設置する時は、建築物の外観として見た時の違和感を低減するよう設置位置やデザインを工夫する。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)

新計画 方針(案)

街並み	市街地等	再掲 ○地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。(つづき) 【工業地・流通業務地ゾーン】 ・隣接する周辺市街地との調和に配慮した景観形成を図ります。 【市街地の外】 ・豊かな自然環境や、優良な農地が維持・保全された景観形成を図ります。 ・高次機能交流拠点周辺などでは、地域特性を踏まえた景観形成を図ります。 【景観計画重点区域】 ・全市やゾーンごとの良好な景観の形成に関する方針を踏まえつつ、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。 【景観まちづくり推進区域等】 ・全市やゾーンごとの良好な景観の形成に関する方針を踏まえつつ、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。
	道路・公園緑地追加	再掲 ○道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。 ・道路の連続性などの特徴や、使われ方を踏まえた景観形成を図ります。 ・骨格となる水とみどりのネットワークと協調し、みどりを感じる景観形成を図ります。
	広告	再掲 ○場所にに応じた質の高い広告のある景観形成を図ります。

新計画 景観形成基準(建築物)(案)

■全市共通基準

<素材・色彩(再掲)>

- ・外壁等は北の自然環境や周囲の街並み等と調和する色彩とする。色彩は別表●「色彩景観基準」による。
- ・アクセントとなる色彩は、街の彩となるよう面積を抑えた効果的な使い方とする。具体的には別表●「色彩景観基準」による。
- ・光の反射が強い素材の採用を避けるとともに、周囲との調和や汚れへの対応などを踏まえた素材を選定する。

■ゾーン基準(都心)

- ・通りごとの調和に配慮するとともに、洗練された外観となるよう計画する。

■ゾーン基準(一般市街地)

- ・雑然とした印象とならないよう周囲の建築物との調和を図るとともに、高層部は空の広がりを感じられるよう努める。

■ゾーン基準(みどり)

- ・背景となる豊かな自然を生かすため、周囲のみどりの調和に配慮する。

■ゾーン基準(工業・流通業務地)

- ・圧迫感を軽減するとともに、殺風景にならないような工夫をする。

■全市共通基準

<広告物・サイン>

- ・歩行者等からの視認性を確保できる最小限の大きさとする。
- ・複数の広告物を掲出する時は集合化する。
- ・広告物は周囲の街並みと調和する色彩デザインや照明計画とする。
- ・場所性を踏まえつつ、街の個性を演出するサインデザインとする。
- ・激しく動光が変化するものや華美なものは原則使用しない。
- ・広告物に関するガイドラインが策定された時は、ガイドラインにも準拠する。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)

新計画 方針(案)

活動・営み		
	活動・営み	○人々の活動・営みが地域の個性をつくる景観形成を図ります。 ・建築物等の内外で行われる人々の活動・営みが感じられる景観形成を図ります。 ・多くの人が訪れる場所では、場所ごとの特徴や文化を踏まえたにぎわいのある景観形成を図ります。 ・地域への愛着が高まる景観形成を図ります。 ○時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。 ○使用されていない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないよう配慮がなされた景観形成を図ります。

追加

新計画 景観形成基準(建築物)(案)

■全市共通基準
 <外観デザイン>
 ・建築物の外部と内部に視覚的つながりがある外観とする場合は、内部の壁や天井の仕上げ、照明、みどり、インテリアなども景観の観点からデザインするよう努める。

■全市共通基準
 <外構・オープンスペース>
 ・公開空地やプレイロット等のオープンスペースを設置する場合は、利用者の行動を想定し、その場にふさわしい空間構成やしつらえとなるよう計画する。
 ・人々の活動が感じられるよう、滞留が生まれるような仕掛けなどの工夫をする。

■全市共通基準
 <外構・オープンスペース>
 ・公開空地やプレイロット等のオープンスペースを設置する場合は、将来的な使われ方の変化も踏まえて計画する。

■全市共通基準
 <維持管理>
 ・維持管理の体制やルール、役割分担等について事前に明確にする。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)

新計画 方針(案)

都市の魅力

眺望景観

○札幌の眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。

【景観形成の対象とする眺望点】

見晴らし景 | 大倉山展望台、豊平川に架かる橋

見通し景 | 創成川、北3条通

囲み景 | 定山溪大橋

重点眺望 | さっぽろテレビ塔展望台（西方向）

追加

夜間景観

○札幌の夜間景観の特徴を踏まえた景観形成を図ります。

雪・冬季の景観

○雪のある冬季の景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪を生かした景観形成を図ります。

○雪と共生する良好な景観形成を図ります。

新計画 景観形成基準(建築物)(案)

■全市共通基準

<眺望>

山や橋などからの見晴らし、道路からの見通し、山に囲まれた景観など、視点場からの眺望を踏まえた配慮や創出の工夫を行う。

【見晴らし景 | 視点場（大倉山展望台、豊平川に架かる橋）】

特徴：市街地や山並みの広がり、都心のスカイライン、道路の軸線や緑等

■ゾーン基準（都心）

・視点場からの見え方を踏まえ、頂部の形状や高層部のライトアップを工夫するなど、都心を強調するよう努める。

■ゾーン基準（一般市街地）

・河川に近接する場所では、河川に向かって広告物のライトアップを避けるなど、良好な河川沿いの景観が形成されるよう配慮する。

・河川に架かる橋からの見え方を意識し、街並みの表情づくりに貢献するよう、開口部やバルコニーのデザイン等の工夫に努める。

■ゾーン基準（みどり）

・背景となる自然環境と調和する色彩の採用や、修景などに努める。なお、色彩は「色彩景観基準」による。

【囲み景 | 視点場（定山溪大橋）】

特徴：山並みのみどり、谷筋の建築物、水辺等

■ゾーン基準（みどり）

・みどりのエッジに配慮した配置計画やデザインの切り替え、素材や色彩を選定するよう配慮する。

・河川沿いにテラスを設置するなど、河川沿いの景観を楽しむ機会の創出に努める。

【見通し景 | 視点場（創成川通、北3条通）】

特徴：アイストップとなる建築物等、並木の縁取り、視線を誘導する直線道路等

■ゾーン基準（都心）

・都心部の直線道路のもつ軸性や方向感を強調するよう、隣接する建築物等とデザインの切り替え位置を揃えるなどの工夫に努める。また、通りを挟んだ左右のシンメトリー性を強調することが効果的な場合は、通りの向かい側と植栽を揃えるなどの工夫に努める。

・アイストップがある場合は、主張を抑えたデザインとなるよう配慮する。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)

都市の魅力

新計画方針（案）									
眺望景観	○札幌の眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。 【景観形成の対象とする眺望点】 <table><tbody><tr><td>見晴らし景</td><td>大倉山展望台、豊平川に架かる橋</td></tr><tr><td>見通し景</td><td>創成川、北3条通</td></tr><tr><td>囲み景</td><td>定山溪大橋</td></tr><tr><td>重点眺望</td><td>さっぽろテレビ塔展望台（西方向）</td></tr></tbody></table>	見晴らし景	大倉山展望台、豊平川に架かる橋	見通し景	創成川、北3条通	囲み景	定山溪大橋	重点眺望	さっぽろテレビ塔展望台（西方向）
見晴らし景	大倉山展望台、豊平川に架かる橋								
見通し景	創成川、北3条通								
囲み景	定山溪大橋								
重点眺望	さっぽろテレビ塔展望台（西方向）								
追加 夜間景観	○札幌の夜間景観の特徴を踏まえた景観形成を図ります。								
雪・冬季の景観	○雪のある冬季の景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪を生かした景観形成を図ります。 ○雪と共生する良好な景観形成を図ります。								

新計画景観形成基準（建築物）（案）	
■全市共通基準 <夜間景観> ・暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を行う。 ・グレア等を生じさせない適切な照明を計画する。 ・着色や点滅・動光する照明による外装の演出は、安易に行わず周辺との調和を慎重に検討する。また、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。 ・生態系への影響等に配慮し、場所の特性に応じた光量や光の向きなどを計画する。	
■ゾーン基準（都心） ・夜間においても魅力的な歩行空間となるよう、ファサードのライトアップ、建築物低層部の開口部やショーウィンドウから漏れ出る光により、暖かみのある光の連続性を演出するよう努める。また、交差点に面する建築物では、角を際立たせるなど、場所性を感じられるよう工夫する。 ・外部と内部に視覚的なつながりがあるデザインとする場合は、魅力的な夜間景観に資する適切な内部の照明を計画するとともに、外部からの見え方を考慮した内部のしつらえとするよう努める。	

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)

都市の魅力

新計画方針（案）									
眺望景観	<u>○札幌の眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。</u> 【景観形成の対象とする眺望点】 <table><tr><td>見晴らし景</td><td>大倉山展望台、豊平川に架かる橋</td></tr><tr><td>見通し景</td><td>創成川、北3条通</td></tr><tr><td>囲み景</td><td>定山溪大橋</td></tr><tr><td>重点眺望</td><td>さっぽろテレビ塔展望台（西方向）</td></tr></table>	見晴らし景	大倉山展望台、豊平川に架かる橋	見通し景	創成川、北3条通	囲み景	定山溪大橋	重点眺望	さっぽろテレビ塔展望台（西方向）
見晴らし景	大倉山展望台、豊平川に架かる橋								
見通し景	創成川、北3条通								
囲み景	定山溪大橋								
重点眺望	さっぽろテレビ塔展望台（西方向）								
追加 夜間景観	○札幌の夜間景観の特徴を踏まえた景観形成を図ります。								
雪・冬季の景観	<u>○雪のある冬季の景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪を生かした景観形成を図ります。</u> <u>○雪と共生する良好な景観形成を図ります。</u>								

新計画景観形成基準（建築物）（案）	
■全市共通基準 <雪・冬季の景観> ・敷地内に積もる雪も冬の景観をつくる大切な要素であると捉え、雪の美しさを見せる工夫に努める。	
■ゾーン基準（都心） ・建築物や外構、オープンスペース等において、誰もが雪や冬季の景観を楽しむことができる場づくりに努める。 ・白い雪の中で建築物や植栽が美しく見える照明計画やライトアップに努める。	
■全市共通基準 <雪・冬季の景観> ・北風や落雪を考慮して、建築物の配置や形態、外壁形状等を計画する。 ・冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、効果的なロードヒーティングの設置などによる良好な歩行環境の確保を図る。	

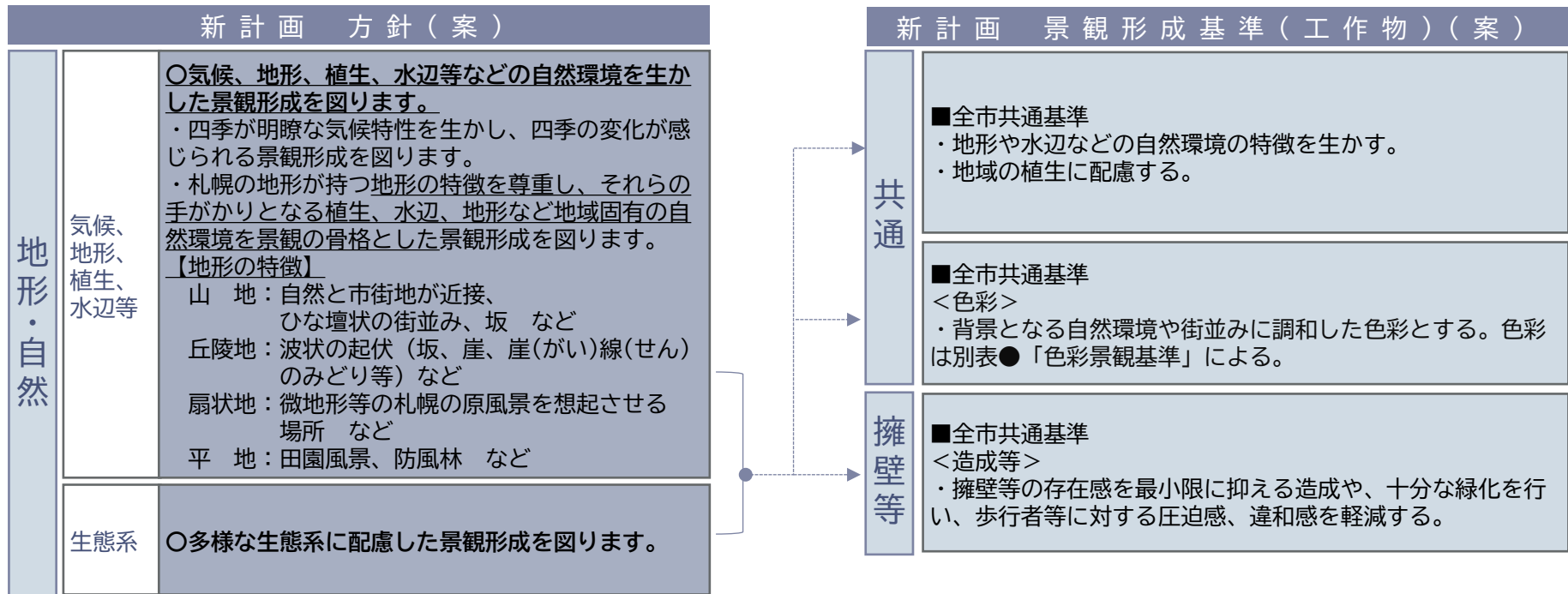
→

●

●

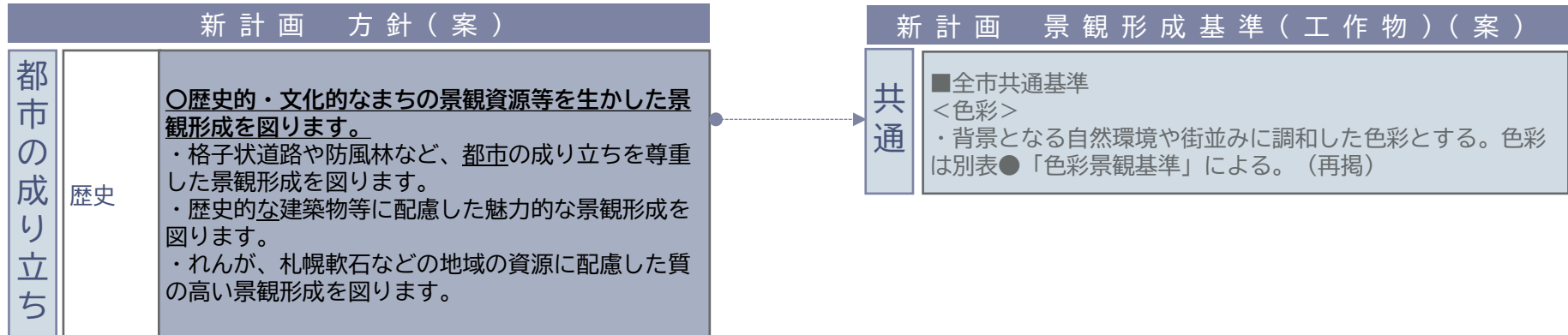
3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)



3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)



3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)

新計画 方針(案)

街並み	市街地等	○地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。 【都心ゾーン】 - 札幌の魅力在先導する洗練された、活力とにぎわいのある景観形成を図ります。 - うるおいにあふれ、回遊を楽しめる景観形成を図ります。 【一般市街地(平地)ゾーン】 - 地域ごとのまとまりに配慮した温かみのある景観形成を図ります。 ※ - 地域交流拠点では、人が集まる場所としての魅力の向上を目指し、各拠点の取組の方向性を踏まえた景観形成を図ります。 - 高次機能交流拠点では、各拠点の取組の方向性を踏まえた景観形成を図ります。 - 住宅地では、高密度な居住と都市機能を備えた複合型高度利用市街地、多様な居住機能と生活利便機能を持つ一般住宅地、ゆとりある郊外住宅地それぞれの機能・環境を踏まえた景観形成を図ります。 【山地のみどりに近接するゾーン】 - みどりの豊かさを生かした、落ち着いた景観形成を図ります。 ※に該当する区域では、それぞれの方針も適用
		追加

○道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。

新計画 景観形成基準(工作物)(案)

共通

■全市共通基準

<色彩>

・背景となる自然環境や街並みに調和した色彩とする。色彩は別表●「色彩景観基準」による。(再掲)

橋りょう・高架橋等

■全市共通基準

<形態>

・構造形式の選定にあたっては、場所性にも配慮する。

・橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうの連続性をつくる。

・計画中の橋りょうと近隣の橋りょうが重なりあった時の見え方を考慮し、デザインする。

・上部工・下部工を一体的に捉えると同時に、桁や地覆、高欄などの連続感を大切に、照明や防音壁などを含めた全体のバランスに配慮する。

・軽やかなデザインの高欄や橋脚の面分割などにより全体の量感を抑える。

・歩行部は安心・快適に歩けるようしつらえの工夫を行う。

・場所性を踏まえて橋詰をデザインする。

・具象的な装飾や華美なデザインは原則として避ける。

・配管や電気設備等は全体のデザインの一部とする、目立たなくするなどの工夫をする。

■全市共通基準

<附帯物等>

・附帯する案内板や柵等のデザインを統一する。

・附帯する案内板は集合化する。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)

新計画 方針(案)

新計画 景観形成基準(工作物)(案)

街並み

鉄塔・煙突等

擁壁等

太陽光発電設備等

市街地等

道路・公園緑地等

追加 広告

○地域ごとの街並みの特徴を捉えた景観形成を図ります。(つづき)

【工業地・流通業務地ゾーン】

・隣接する周辺市街地との調和に配慮した景観形成を図ります。

【市街地の外】

・豊かな自然環境や、優良な農地が維持・保全された景観形成を図ります。

・高次機能交流拠点周辺などでは、地域特性を踏まえた景観形成を図ります。

【景観計画重点区域】

・全市やゾーンごとの良好な景観の形成に関する方針を踏まえつつ、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。

【景観まちづくり推進区域等】

・全市やゾーンごとの良好な景観の形成に関する方針を踏まえつつ、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めます。

○道路などの特徴を生かした景観形成を図ります。

・道路の連続性などの特徴や、使われ方を踏まえた景観形成を図ります。

・骨格となる水とみどりのネットワークと協調し、みどりを感ずる景観形成を図ります。

○場所に応じた質の高い広告のある景観形成を図ります。

■全市共通基準

<形態>

・全体の量感を軽減するように工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。
・必要最小限の大きさとする。

■全市共通基準

<外構>

・周辺の自然環境や街並みと調和させるため、足元を緑化するなど修景する。

■全市共通基準

<附帯物等>

・周囲に設置する立ち入り防止柵などは、緑化したり、目立たない色彩を施す。色彩は別表●「色彩景観基準」による。

■全市共通基準

<附帯物等>

・柵や設備等は、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。色彩は別表●「色彩景観基準」による。

■全市共通基準

<造成・外構>

・主要な道路や視点場などからの見え方に配慮し、配置の工夫や緑化などによる修景を図る。

■全市共通基準

<附帯物等>

・柵や管理用建築物等は、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。色彩は別表●「色彩景観基準」による。

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

方針と基準の改定案(方針と基準のつながり)

新計画 方針(案)

活動・営み

追加

活動・
営み

○人々の活動・営みが地域の個性をつくる景観軽視えを図ります。
・建築物等の内外で行われる人々の活動・営みが感じられる景観形成を図ります。
・多くの人が訪れる場所では、場所ごとの特徴や文化を踏まえたにぎわいのある景観形成を図ります。
・地域への愛着が高まる景観形成を図ります。
○時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。
○使用されていない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないよう配慮がなされた景観形成を図ります。

新計画 景観形成基準(工作物)(案)

なし

3 良好な景観の形成に関する方針(案)と景観形成基準(案)について

・景観形成の対象とする眺望について

令和6年第2回景観審議会資料5-06より

視点場	山地				丘陵地	扇状地(都心部)		平地		
	(山頂)	(谷筋の橋)	(高台の公園)	(坂道)	(高台の公園・緑地)	(高層のランドマーク)	格子状街路	(河川に架かる橋等)	(大規模公園)	(直線道路)
主な視点場	大倉山、三角山、手稲山、円山、藻岩山	定山溪(橋)、豊平峡ダム	五台山公園、平和丘陵公園、藤が丘高台公園	かつら坂、円山西町・坂道、伏見3丁目・坂道	天神山緑地、平岸高台公園、羊ヶ丘展望台	さっぽろテレビ塔展望台、JRタワー展望室	大通、北3条通、札幌駅前通、創成川通	豊平橋、幌平橋、ミナハシ大橋、創成川(橋)、中島公園菖蒲池	前田森林公園、モエレ沼公園、川下公園	国道231号線
主な視対象	市街地の広がり	山並みに囲まれた川や湖	山並みに囲まれた市街地	市街地の広がり、坂道沿いの建築物	市街地の広がり、背景の山並み	市街地の広がり、背景の山並み	市街地の広がり、背景の山並み	移動	山並み	市街地の広がり
眺望を構成する景観特性	活動・営み	まちの特徴が分かる夜景								
	街並み	格子状街路軸線、都心のスカライン、川や、公園の緑の塊								
	都市の成り立ち	平地や市街地の広がり、格子状街路軸線								
	地形・自然	平地や市街地の広がり、近・中景の川や湖の水辺								
【見晴らし景】		・高い位置の視点場(見下ろす)と低い位置の視点場からそれぞれ1地点選定(重点眺望を除く。) ・高い位置(山地、丘陵地、高層のランドマーク)のうち、高層のランドマークから重点眺望を選定していることから、山地と丘陵地から選定することとし、重点眺望との関係性を踏まえ大倉山を選定 ・低い位置の視点場からは、線に沿って視点場が存在する川に注目し、豊平川沿いの複数の橋を対象と選定した。								
【見通し景】		・誘導対象が多いと考えられ、札幌の特徴である格子状道路のある扇状地から選定することとし、大通は重点眺望と対象区域が重複することから、北3条通と創成川通を選定(創成川通は河川に架かる橋としていたが、通りとしては見通し景に該当することから、移動)								
【囲み景】		・誘導対象が多いと考えられる定山溪(橋)を選定								
類型	見晴らし景	囲み景	見晴らし景	見晴らし景	見晴らし景	見晴らし景	見通し景	見晴らし景	見晴らし景 見通し景	見通し景

【見晴らし景】

- ・高い位置の視点場(見下ろす)と低い位置の視点場からそれぞれ1地点選定(重点眺望を除く。)
- ・高い位置(山地、丘陵地、高層のランドマーク)のうち、高層のランドマークから重点眺望を選定していることから、山地と丘陵地から選定することとし、重点眺望との関係性を踏まえ大倉山を選定
- ・低い位置の視点場からは、線に沿って視点場が存在する川に注目し、豊平川沿いの複数の橋を対象と選定した。

【見通し景】

- ・誘導対象が多いと考えられ、札幌の特徴である格子状道路のある扇状地から選定することとし、大通は重点眺望と対象区域が重複することから、北3条通と創成川通を選定(創成川通は河川に架かる橋としていたが、通りとしては見通し景に該当することから、移動)

【囲み景】

- ・誘導対象が多いと考えられる定山溪(橋)を選定